

第六十一回 参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第八号

昭和四十四年五月十四日(水曜日)
午後一時十分開会

委員の異動

五月十二日
前任 松井 誠君
補欠選任 前川 旦君

五月十四日
前任 前川 旦君
補欠選任 松井 誠君

出席者は左のとおり。

委員長 山本茂一郎君

理事 伊藤 五郎君
源田 実君
鶴岡 哲夫君

委員 内田 芳郎君
河口 陽一君
大松 博文君
中村喜四郎君
長屋 茂君
長谷川 仁君
増原 恵吉君
川村 清一君
達田 龍彦君
西村 関一君
松井 誠君
渋谷 邦彦君
春日 正一君

政府委員 外務大臣 愛知 揆一君
国務大臣 床次 徳二君

内閣法制局第二部長 田中 康民君
総理府特別地域連絡局長 山野 幸吉君
総理府特別地域連絡局参事官 加藤 泰守君
法務省民事局長 新谷 正夫君
外務省欧亜局長 有田 圭輔君
外務省条約局長 佐藤 正二君
食糧庁次長 馬場 二葉君
水産庁次長 森沢 基吉君

事務局側
常任委員会専門員 瓜生 復男君

本日の会議に付した案件

○北方領土問題対策協会法案(内閣提出、衆議院送付)
○沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関する調査
(沖繩への国内産米貸し付けに関する件)

○委員長(山本茂一郎君) ただいまから沖繩及び北方問題に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。去る五月十二日松井誠君が委員を辞任され、その補欠として前川旦君が選任されました。

○委員長(山本茂一郎君) 北方領土問題対策協会法案を議題といたします。

前回は引き続き質疑を行ないました。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○川村清一君 前回は引き続き質疑を行ないましたが、この法案が成立いたしますと、この法律運用の主務官庁が総理府と農林省ということになるわけでございます。そこで、総理大臣と農林大臣の行政上の責任分担がどうなることになるのか、これを一応御説明をしていただきたいと思います。

○国務大臣(床次徳二君) この協会におきましては、二つにおもな仕事に分かれておりますが、旧北方の漁業権者等に対するところの援護業務というものが従来北方協会の主たる業務になっておりましたが、この関係につきましては、漁業権者等に対する援助等の問題でありますので農林大臣と共管をいたしておりますが、しかし、もう一つ、本来の仕事でありますところの北方領土問題に關しましては、これは総理府において所管をいたしておるのであります。したがって総理大臣が主務大臣という形になっております。したがって、ただいま申し上げましたように、二つの大きな目的を中心としておるのであります。しかも、従来行なってきたところの北方協会というものも、その仕事をそのまま今後におきましても存続させるというたてまえをきわめて明瞭に今度の法律においても出しておることにつきましては、これはかなり特色的なものだと考えております。

○川村清一君 それでは、本法案の第二十九条に、「この法律において主務大臣は、内閣総理大臣及び農林大臣とする。ただし、政令で定める事項については主務大臣は、内閣総理大臣とする」というふうな規定されておりますが、この「政令で定める事項」ということにつきましては、具体的にどのようなことを考えられておられるのか御説明を願います。

○政府委員(加藤泰守君) ただいま長官からお話のございましたように、第十九条の業務のところまで申し上げますと、第四号が従来北方協会で行ってまいりました貸し付け業務でございます。したがって、この業務から出てくるものは共管ということになります。その政令で定める場合にはおきまして、もう少し一号から四号まで、それから五号との関係において具体的にきめたい、こういうことでございまして、政令で定めることは、一号、二号、三号の業務につきましては、主としてこれは主務大臣の問題は総理大臣ということになるわけでございますので、そういうふうにし、四号につきましては農林大臣と共管ということにしたいと思っておりますが、ただ、一号から三号までの問題につきましては、完全に農林大臣の所管事項はないのかという点については、具体的にもう少し詰めてみないとはっきりしない点があるように思われますので、その部分につきましては、政令の段階で詰めていきたいというふうに考えております。ただ、基本的なことを申し上げますれば、一号から三号までは総理府の所管事項ということが言えるのではないかと。そして四号につきましては農林大臣と総理大臣の共管関係になるというふうに一応考えていいと思っております。

○川村清一君 私のお聞きしたいのは、そのこともそうですけれども、その内容ですね。これは業務のほうの十九条の五号に、「第一号から第三号までに掲げる業務に附帯する業務を行なうこと」と、こういうふうな書かれておるわけでございます。したがって、ただいまの御説明によりますれば、「第一号から第三号までに掲げる業務に附帯する業務」、すなわち五号は政令で定める事項だといったような御説明のように私受け取ったわけでありまして、そこで、その政令で定める内容ですね。たくさんあると思いますが、それを全部とは言いませんけれども、具体的にこれこれのようないふことが、そのうち私にはわからないわけですから、具体的な説明をお願いしたいわけですが、ちよつと説明が不足し

ていたようですが、私申し上げましたのは、五号の關係だけと、こういうことでございます。具体的に法文を書くといいたしました場合に、一号から四号までの規定の中で、どういう事項が農林大臣と共管になるのかということと法律で具体的に書いてまいりますと非常に煩瑣になりますので、そういう意味におきまして、政令でその煩瑣な規定を書いていこう、こういうことでございします。したがいまして、基本的には一号から三号までは総理大臣、五号は総理大臣の關係の附帯事業ということになります、四号につきましては共管というふうに一応割り切っているのではないかと、いうふうに考えております。

○川村清一君　ですから、それがわからないわけですよ。それじゃ問題が二つあるわけです。

第十九条の第五号にある「第一号から第三

でに掲げる業務に附帯する業務」というのは、内容的にはどのようなことになるのか。いいですか。業務の一号から四号までは内容がわかるわけですよ。私も法文の内容を読んで、内容はわかるわけですよ。ところが、五号については「附帯する業務」というのは、具体的に言えばどういうことをさしているのか私にはわからないわけですよ。

それから、二十九条の、政令で定めるものは、これは法律が制定されてから政令が出るわけでございまずけれども、こういう法律をつくった以上は、どういうことを政令で定めているのか内容はわかっているでしょう。それを、こういう事柄については政令で定めるのだという具体的なことを私は聞いているのです。あなたはただ一般論、抽象的な話で、私にはちっともわからないわけです。ですから、こういうようなことを政令で定めたのだ。それから、十九条で「附帯する業務」と言うのは、たとえばこういうことなんだというふうに御説明をいただかなければ、私には全然わからないわけです。それをお聞きしている。

○政府委員（加藤泰守君）　ちよつと私の説明がま
ずいので申しわけございませんが、一号から三号

までは原則的には総理大臣、こういうふうに言えると思います。四号につきましては共管ということになっています。

○川村清一君 そんなことを聞いているのではないですよ。

○川村清一君 二十九条はどうです。二十九条も

考えてないのですか。

○政府委員(加藤泰守君) 具体的な例といたしましては、千島会館の運営が一つの援護措置として必要な援護を行なうことの 千島会館を建設するということが援護措置の具体的な例として現在すでに千島連盟を通じてそういう建設を行なっておりますが、そしてその建設された千島会館の運営等が附帯業務になると思います。その点につきましては、この点が本来の内閣総理大臣の業務というふうに考えられるわけでございます。

○川村清一君　まあ、一般論になりまして恐縮でございませうけれども、やはり法律を提案されまして国会で審議する場合には、こういうような法文に書かれたことを逐条審議して聞いたときには、私もその内容を確かめたいからお聞きしているもので、もっと質問者によくわかるように御答弁をいただかなければ、これはうまくないと思うのです。と申しますのは、長官に私申し上げますが、前回も申し上げましたように、総理府の特選局の内部機構が、行政機構が、まず北方問題なんていうのはつけ足しなんです、実際のところ。これは沖繩ばかりやっておる。これはいいですよ。いいですけれども、それじゃ北方問題は特選局の機構の中でどこがやっているかというと、この間

お尋ねしたら、監理渡航課というところでやっている。監理渡航課というのは何が本来的な仕事かというところ、それは沖繩の渡航業務、それから沖繩のいろいろな問題の監理業務になっている。そういうところで北方の問題をやっている。まことにつけ足しのようなこういう行政をやっているわけですよ。したがって、あなたのほうでせっかくこういう法案を御提案されましたも、この大きく書いてある事項については御説明ができましたも、こういうような「政令で定める」と言うから、「政令で定める」というのはどういうことを定めることを大体予想されておられますかと、こう尋ねるものは当然なんでしょう。そういうものがなければこんな文章入れる必要ないわけでしょう。ところが、こうやって聞いてもちっとも具体的な御答弁ができないということ、ぼくは、要するに、特連局の行政機構そのものが北方問題についてきわめてつけ足しのような扱いをやっているところに基因するものと私は解釈するのです。こういうことではいかぬですよ。法案を出して法案の説明が満足にできないような、そんなことで国会で審議できないでしょう。いいですか。これはまたいつかの機会に、この法案が成立してからでもお聞きますが、それでは前に進みます。

そこで、法制局の方いらっしゃっておりますか。

○政府委員(田中康民君) はい。

○川村清一君 法制局の方にはなほだ恐縮なんですがお聞きしたいのです、これは、私、法律に對しては、ぶのしろうとでございますから、法律の専門家からひとつ御説明をいただきたいということでお尋ねするわけですが、この立法技術上の問題についてお尋ねしたいわけにあります。この法案をずっと読んでみますと、法案の附則の第十条でございますね、附則第十一条で北方地域旧漁業権者等に関する特別措置法を改正することになつておるわけです。そこで、この改正点をずっと検討していきますと、一部改正どころか、この法律そのものももうずたずたに切られてしまう、

法律の態様をなさないように変容されてしまうわけですね。この法律はもとと第一条「目的」に明らかなように、北方協会を設立して、そうして北方地域旧漁業権者等その他の者に対して必要な資金を低利で融通することを目的にして制定された法律なんです。ところが、たゞいま提案されているこの法案が制定されますと、その北方協会とその業務はすべてこの北方領土問題対策協会というものに承継されることになるわけです。このことは私は理解されるわけですが、そこで立法技術上の問題なんですけれども、どうもよく理解ができないわけなんです。で、本法案の附則によって旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律をこういうふうに實際的にはなくなるように、もう形がすっかり変わってしまうわけですから、だとするならば、この法律によって現在ある法律を改正するのではなくして、ここに単独立法があるわけですから、なぜ一体この単独立法を、現在ある法律をこれを改正するという、そういう方法をとらないものか、この点がちょっとわからない。あるいは、この新しい協会ができますというと、十月一日以降は北方協会というものは吸収合併されてしまつてこの北方協会が解散されてしまう。北方協会が解散され消滅してしまえば、その母法である旧漁業権者等に対する特別措置法という法律はいわゆる存在の目的を失つたわけですから、もうなくなつてもいいのではないか、廃止してもいいのではないかという気もするわけです。そこで、こういう新しい法律をつくることによって現在ある法律を一部改正するということで、もうずたずたに切つてしまつて実質的になくしてしまふような、こういうような方法をとることが、もちろんこれは違法ではないと思うのですが、私にはどうもこれは適当な方法でないように考えられるのですが、この点はまことに法律はしろ、うとでございますから、ただ常識論で言っているのですから、専門家として、法制局のほうの御見解を伺うというよりも、ひとつ教えていただきたい。こういうことは一体適当なんですか、こう

いう方法は。

○政府委員(田中康民君) ただいまのお尋ねでございますが、私たちがいま先生が仰せられましたように、立法技術上の方法としてはいろいろあるかと思ひます。ただいま仰せられましたようなふうには、いままでの北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律を改正いたしましたしてこの北方領土問題対策協会法の中に全部吸収してしまふということも考えられますし、それから今度はそれと逆に、北方領土問題対策協会法というものをひとつ制定いたしましたして、その中に北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の内容を全部吸収してしまふ。つまり一つの法律でやる方式と、それからそうでなくて、やはり北方領土問題対策協会法というものを一つ作りますが、それ以外に、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律というものを残しておく。この二つが私は大きく分けてあると思ひます。その場合に、まず一つにすることにつきましては、私はいづれの場合には適当だと思ひますが、ただ、従来北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律というのをごさいますして、旧漁業権者等に対しては一種の政府からの補償的措置がこれとられておるといふようなこと、しかも、その事業は今後もなお続くんだということからいたしまして、やはりそういういきさつを考へてみるならば、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律はあくまで残しておいたほうがいいんではないかというふうに考へるわけでございます。そこで、全部を一体とするやり方はこの場合とらないほうがいいという判断になりました、二本立てにするというところにまずなつたわけでございます。その二本立てにする場合に、しからば、いままでの北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律を全く直すような形であるから、これも全面的に改正した別の法律を出すべきではないかというふうな御議論もあらうかと思ひます。しかしながら、今回のこの附則で改正いたしております北

方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の改正は、確かに法人の根拠規定と申しますか、旧北方協会に關する規定を全部削除いたしまして、それ以外に、北方協会が行ないます事業に關する規定はそのまま残してある。あの北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律は、一つは北方協会を設立してというのが柱であり、かつ、その北方協会に特別の事業を行なわせるという柱、この二つあると思ひます。そのうちの法人格と申しますか、法人に關する規定は今回北方領土問題対策協会のほうに統合されましたけれども、その事業に關する法律につきましては、依然として重要な柱として北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に關する法律に残しておいたほうが適當であるという判断が、すでに先ほど申し上げましたようにあるものでございまして、その一つの柱だけを残した。その一つの柱を残すことによってその法律ははずたになつたというお話でございまして、私も、私たちがいたしましては、形の上では確かにいままで五十条に近は法文があまりましたが、数としては非常に減るわけでございますが、しかし、實質的には柱がそのまゝ一つの柱として残つておるといふことでございまして、私個人といたしましては、今回の改正が今度のよ

うな事態に應ずる適切な改正方法ではないかと、こういうふうにいふ考へるわけでございます。

○国務大臣(床次徳二君) 先ほどお尋ねの沖繩問題と北方問題との總理府におけるところの事務の取り扱ひの分量等につきましては、仰せのごとく、過去におきましては確かに北方問題に對しましてはウェイトが少なかつたし、分量的にも少なかつたと思ひます。これは北方問題が、元來政府自体が取組んでおりましたところの情勢と申しますか、また世論の状況等におきまして、大きく差があつたのでありまして、今日におきましては、このおくれを取り戻す申しますか、領土問題に對する北方の重要性というものを對しまして、あらためて世論を喚起し、また、政府といたしまして努力いたしたい、かような結果になつたのでありまして、過去の事實に反省を加へまして十分今後とも努力をいたしたいと思ふ。今後ひとつこの新設いたしました協会の仕事というものを十分に考へ合わせまして、北方問題の解決に努力いたしたいと思ひます。しかし、ただ、北方問題自体について、政府自体がみずから手を出していいものと、あるいは適當でないものとございまして、この点は協会というものの特質を十分に考へまして、協会の活動にまかせたい、まづのが相当多いのではないかと申すに考へております。もとより、外交問題におけるところの北方問題の解決というものは同時に並行して進んでいくのであります。お含みおきをいたしたいと思ひます。

それから、なお、先ほど政令に對するお尋ねであります。実は政令の内容におきましては、立法当初におきまして當然政令の内容において何を書くべきかということが予定されておるわけでありまして、先ほど政府委員からちよつと御説明いたしまして際においてこゝを漏したのであります。その内容は、たとえばこの十九條の第一号の「北方領土問題その他北方地域に關する諸問題」、いろいろあるのであります。安全操業のごとき問題は、國の施策の啓蒙を行なはせるとすれば、これは當然一号に入るのではないかと申すのであります。この点まだ安全操業というものが十分にこゝに具体的に表示すべきかどうかということ等につきましても議論がございましたので、「諸問題」といふ形に扱つておるのであります。が、しかし、安全操業のごとき問題につきましては、これを行ないます際におきましては農林省と共管するといふことが適當であるといふふうを考へておつたものであります。立法の際におきましてこの点を具体的に書きません経過がありましたので、実は政令の中にそういうことを予想しておるといふ事情でございまして、御了解をいたしたいと思ひます。

○川村清一君 ただいま法制局のほうから御説明をいたしてまあわかつたんですが、われわれは常識論で言つて、どうも釈然としないんですが、専門的な立場から言へば、こうすることが適當なんだという御意見ですから、それにとかく言う筋合ひはないと思ひますが、ただ一つ御要望しておきたいのは、これはこれを提案された總理府のほうのお仕事だと思ふんですが、十一條で北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に關する法律の一部をもう全然体をなさないように削つてしまふわけですから、そうしますと、これは第何條から第何條まで削る、第何條は削る、第何條は削るとありますから、それは前の法律と比べてみると、もうわからないわけですか。どれが一体残るのかわからないわけですか。とすれば、これを削つてしまつたあとに残つたのはこれだけなんだと、そうして、もとの法律はこういう形の法文になつてゐるんだといふことを出していただくのが親切な方法ではないか。もちろん、これはありますよ、いたしたたかにありますけれども、こういうふうなやつでなくて、これは三つか四つ削つたんだらわかるんですよ、まるつきり削つてしまふんですから、まるつきり削つてしまつたら、どれが残つたのかかわらない。残つたのはこれだけだ、第何條と第何條は削つてこれだけ残りました、というものをこゝに出していただくのが親切ではないかと思ひますので、これは意見だけ申し述べさせていただきます。

○国務大臣(床次徳二君) ただいま法制局から御答弁申し上げましたように、本来の北方協会の事業といふものをさきからそのまゝ存続させるといふことを主眼に実は法律のたて、まゝを扱つたのであります。關係者等におきましても不安を感じないようになつたといふつもりで書いたわけであらう。かような立法的な取り扱いになつたわけでありまして、私もあらためてこゝに書き直して

でもらったのを持っておるような次第でありまして、これをあとでもって配りいたします。

○川村清一君 それじゃ質問を続けたいと思うんですが、附則第十一条に、「第三条 北方領土問題対策協会は、北方領土問題対策協会法」とあって、「が交付を受けた十億円をもつて、引き続き、次条各号に掲げる業務」を行なうと、こうあるわけですが、結局、これは第四条から第九条まで削除して、第四条の第一項の「政府は、協会に対し、その業務の遂行に必要な資金の財源に充てるための基金として、十億円を国債をもつて交付する」という第四条の第一項だけが新しい法律に今度生じてくるわけですね。そうすると、四条から九条までみんな削除してしまおうと、北方協会のほうの法律の第四条の二項、三項、四項は消えてしまおうわけです。消えてしまおうという、十億という交付国債だけはわかるけれども、この十億という国債がどういふ性格のものか、これがわからなくなってしまうのであります。これはどこでそれは規定しているわけですか。

○政府委員(加藤泰守君) もとの法律の第四条は、北方協会に対して政府が十億円を交付するという規定でございます。したがって、この条文そのものを生かすわけにはまいりません。と申しますのは、今度の新しい協会が引き継ぐということになります関係で、この条文にかわるべきものとして三条を置いたわけでございますが、その三条に規定しております十億円の国債の性格といえますか、その関係は、実は二十六ページの附則の十二条でございまして、「前条の規定による改正前の北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律第四項第二項の規定により発行された国債については、同条同項から第四項までの規定は、当該国債が償還されるまでの間は、なおその効力を有する」とこの規定で生きていますわけでございます。

○川村清一君 だから、そのことを私が申し上げている。第四条の第一項は生きていますわけですから、そこで第一項は、さっき言ったように、「政府は、協会に対し、その業務の遂行に必要な資金の財源に充てるための基金として、十億円を国債をもつて交付する」とあってその「十億円の国債」は生きていますのでよ。だから、これは附則の第三条でうたわれているところから、第四条から九条まで削除してしまふんだから、第一項だけは生きてたけれども、二項、三項、四項は消えてしまふわけでしょう。そうすると、第三項にある「前項の規定により発行する国債の償還期限は、十年とし、その利率は、年六分とする」といふたようなことは、どこでこれを説明するのですか。

○政府委員(加藤泰守君) いま私お読みいたしました附則の第十二条でございまして、そこでもとの法律の第四条の第二項から第四項までの規定、すなわち第三項にある「国債の償還期限は、十年とし、その利率は、年六分とする」という規定は、「国債が償還されるまでの間は、なおその効力を有する」という規定を附則の第十二条に置いておきます。すると、第十一條がこの法律の改正規定でございまして、そのあとのほうにありま

す。

○川村清一君 それじゃ、私のミスです。これは法文があつちこち行つてしまつて十二條が見えなかった。それじゃ、いまの質問はわかりました。それじゃ、北方協会に交付した国債十億円というものは、これは昭和三十六年にこの法律ができてまして国債十億を交付いたしました。この十億の国債の性格、それから何を根拠にして十億を出されたのか、これをひとつ昭和三十六年の時点に戻つて御説明をお願いしたい。

○政府委員(加藤泰守君) この現在の北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律ができてから、この十億の国債を政府から交付する、こういうことになったわけでありまして、その国債を交付したものを基金として協会は運用していき、そういうことでございまして、国債そのものは普通の交付国債でございまして、その根拠になりました交付された十億円というものの性格といひますか、その算定された基礎といひますか、そういうようなものにつきましたは、当時の考えといひましたは、漁業権の補償がその地域には行なわれていなかったということ、それから、この地域から引き揚げられた方々は、海外から引き揚げられた方というのではなくて、わが本土の一部に居住することができなくて引き揚げられたわけでございますので、その方々について何らかの対策を講じなければならぬというようなことを勘案いたしまして、総合的に勘案した結果として十億円がきめられたものと承知しております。

○川村清一君 その当時、北方地域におりました旧漁業権者から、昭和二十四、五年ごろ本土に漁業を営んでおつた漁業者に対しては漁業法の改正に伴つて旧漁業権を補償したわけですが、そこで旧島民の方々が、ぜひわれわれにも漁業権を補償してくれという強い要請があつたはずなんです。それが、それと十億との関係ですが、要請があつたことは十分おわかりだと思つて、一体どのくらいの要請があつたという十億になったのか。十億と旧漁業権補償との関係をもう少し詳しく御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(森沢基吉君) 先ほど加藤参事官からお答えになりましたとおりであります。もう少し詳しく申し上げますと、いま川村先生御指摘のように、旧漁業法にかわつて昭和二十四年に新しい漁業法が公布になりました。本土においては旧漁業法によりまして漁業権が削減いたしました。新漁業法による新しい漁業権が削減されませんでした。そのときに旧漁業権の消滅に対して漁業補償がなされたという経過がございまして、北方地域におきましては、ソ連の占領によりましてわが国の施政権が及ばないという特殊な事情もありまして、旧法による漁業権の補償を法的に行なうことができません事情がありましたが、ただ、関係者のいろいろ置かれておりますいろいろな苦しい事情、また、漁業者以外の方々のいろいろな困難等を考慮されまして、政策的に十億円の国債が交付

されて北方協会ができたこととは御承知のとおりであります。その十億円の算定の基礎の中には、当時の考え方といひましたは、法的には漁業権の補償を行なうことができませんでしたが、それでも、かりにその時点におきまして漁業権の補償を行なうとしたらば、どのくらいの金額になるのかといふことを算出をいたしました。漁業権と申しましても、旧法によりまして専用漁業権、特別漁業権、定置漁業権、入漁権等いろいろ種類がございまして、基準年次の漁獲量あるいは魚種の単価等からはじまして、一応七億五千万程度、これがそれに見合うものである。したがつて、法的には漁業補償を行なうことができませんけれども、国債の算定の基礎として七億五千万程度といふものを一応の基礎といたしました。この事実があるわけでありまして、それ以外の二億五千万につきましては、先ほどお話のございました一般の引き揚げ者対策、北方問題の調査研究、あるいは啓蒙宣伝費等の事業の財源として加へまして十億というものがきまつたというふうな経過でございます。

○川村清一君 ただいま水産庁の御説明によりまして、当時の漁業権、これを当時の漁獲量その他に見合つて換算するといふと七億五千万程度に相当したといふような御説明がございまして、私の持っている資料によりまして、当時専用漁業権が九件、定置漁業権が千三百七十件、特別漁業権が七十七件免許されておりますが、これが七億五千万といふさか低過ぎるのではないかという感じがするわけですが、それじゃ、もつとこの内訳、専用漁業権九件については幾らで、定置漁業権千三百七十件では幾ら、特別漁業権七十七件では幾ら、そういうふうな資料がございまして、う少し詳しく伝えろといふことでございまして、これはいろいろ要求、それから大蔵省といふ御相談した経過、そういうものがございまして、いま申し上げました七億五千万の中に、いわ

格といひますか、その算定された基礎といひますか、そういうようなものにつきましたは、当時の考えといひましたは、漁業権の補償がその地域には行なわれていなかったということ、それから、この地域から引き揚げられた方々は、海外から引き揚げられた方というのではなくて、わが本土の一部に居住することができなくて引き揚げられたわけでございますので、その方々について何らかの対策を講じなければならぬというようなことを勘案いたしまして、総合的に勘案した結果として十億円がきめられたものと承知しております。

○川村清一君 その当時、北方地域におりました旧漁業権者から、昭和二十四、五年ごろ本土に漁業を営んでおつた漁業者に対しては漁業法の改正に伴つて旧漁業権を補償したわけですが、そこで旧島民の方々が、ぜひわれわれにも漁業権を補償してくれという強い要請があつたはずなんです。それが、それと十億との関係ですが、要請があつたことは十分おわかりだと思つて、一体どのくらいの要請があつたという十億になったのか。十億と旧漁業権補償との関係をもう少し詳しく御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(森沢基吉君) 先ほど加藤参事官からお答えになりましたとおりであります。もう少し詳しく申し上げますと、いま川村先生御指摘のように、旧漁業法にかわつて昭和二十四年に新しい漁業法が公布になりました。本土においては旧漁業法によりまして漁業権が削減いたしました。新漁業法による新しい漁業権が削減されませんでした。そのときに旧漁業権の消滅に対して漁業補償がなされたという経過がございまして、北方地域におきましては、ソ連の占領によりましてわが国の施政権が及ばないという特殊な事情もありまして、旧法による漁業権の補償を法的に行なうことができません事情がありましたが、ただ、関係者のいろいろ置かれておりますいろいろな苦しい事情、また、漁業者以外の方々のいろいろな困難等を考慮されまして、政策的に十億円の国債が交付

されて北方協会ができたこととは御承知のとおりであります。その十億円の算定の基礎の中には、当時の考え方といひましたは、法的には漁業権の補償を行なうことができませんでしたが、それでも、かりにその時点におきまして漁業権の補償を行なうとしたらば、どのくらいの金額になるのかといふことを算出をいたしました。漁業権と申しましても、旧法によりまして専用漁業権、特別漁業権、定置漁業権、入漁権等いろいろ種類がございまして、基準年次の漁獲量あるいは魚種の単価等からはじまして、一応七億五千万程度、これがそれに見合うものである。したがつて、法的には漁業補償を行なうことができませんけれども、国債の算定の基礎として七億五千万程度といふものを一応の基礎といたしました。この事実があるわけでありまして、それ以外の二億五千万につきましては、先ほどお話のございました一般の引き揚げ者対策、北方問題の調査研究、あるいは啓蒙宣伝費等の事業の財源として加へまして十億というものがきまつたというふうな経過でございます。

ゆる主として専用漁業権、一部入漁権がござい
ますが、——に基づくものが約五億八千万程度算定
の基準としては入っているというふうを考えてお
ります。

○川村清一君 そうしますと、現在は、水産庁と
しましては、この十億でもって旧漁業権は実質的
には補償したというお考えですか。

○政府委員(森沢基吉君) 先ほど申し上げまし
たとおり、旧法による漁業権が消滅して新法を施
行する場合に、全国で百八十億程度の漁業補償を
政府が行ないました。この地域につきましては、
非常に残念でございまして、補償を行な
うことができないというのでございまして、
水産庁といたしましては、北方地域の旧漁業権者
に対して漁業補償をこれから新たに考えるという
ことは、これはできません。ただ、漁業権補償に
ついては、それと併せて、将来、安全
操業の問題あるいは幸いにして本土復帰等の場合
等につきましては、いろいろ漁業の操業上あるいは
漁業振興対策上にはできるだけ前向きな措置を
考えたい、そういうように現在検討をいたしてお
ります。

○川村清一君 いや、私のお尋ねするのは、当
時、行政権が及ばない地域である、したがって漁
業権の補償はできない、こういう御見解で漁業権
を補償してないわけですが、本土はみなしました
けれども、そこで先ほどの御説明によれば、十億
の交付国債の中に、いわゆる当時の漁業権補償と
いうものを見積もれば大体七億五千万である。七
億五千万というものを見積もって十億の国債交付
をしたのであるから、名目上は漁業権補償という
ことではないけれども、十億の国債交付をしたこ
とによって実質的には旧漁業権はこれで補償した
ことになるのだということは、今後漁業権補償と
いうことはもうこれは考えておられない、こういう
ことになるのかどうか、それを明確にお答えいた
だきたいということでございます。

○政府委員(森沢基吉君) 重ねて申し上げます

が、先ほど申し上げました理由によりまして、こ
の地域の旧漁業権者に対する漁業補償ということ
は、水産庁として行なう考えはございません。

○川村清一君 これはきわめて重大な問題でござ
いまして、当時——昭和三十六年にこの法律がで
きまして北方協会が設立され国債十億が交付され
たこの時点において、北海道においては、この地
域の方々は、大体旧漁業権をその当時の金に直す
と九十億ということであるというので、九十億
ということを主張して国のほうに働きかけた。と
ころが、旧漁業権は補償ができないということ
で、十億という国債が交付されて北方協会が設立
されて今日に至っております。ところが、
現時点において、これは委員の皆さま御承知
のように、先般の委員会、現地から参考人がお
いでになっていろいろ供述されたその中で旧漁業
権補償というものを強く要望されておる。で、私
は特にどのくらいの金額ということを尋ねたら、
それはいろいろ試算中である。私の聞いておると
ころでは、現在において換算すれば六十億に当
たるだろうと言われておる。ところが水産庁は、
これは旧漁業権の補償をする考えはない、できな
いということをお答えになった。これはもう重大
でございまして、これはまた質問をあとに残し
ます。

そこで私はこの法案審議にあたりまして、参議
院外務委員会調査室から参考資料をいただいてお
ります。その参考資料の中の三ページに、「政府
は、「漁業権はたしかに物権であるが、免許とい
う形で行政的に創設された権利であるため、ソ連
軍の占領によってわが国の施政権が及ばなくな
った以上、旧漁業権は一応消滅したものと考
える」と——これは昭和三十五年四月五日、参議院外
務委員会における法務省並びに内閣法制局答弁で
ある。法務省と内閣法制局がこういう答弁をされ
ておる。これは資料に書いてある。

そこで、法務省と内閣法制局にお尋ねします
が、いわゆる施政権が及ばなくなったということ
は私も承知しておりますが、それで旧漁業権は一

応消滅したということは、これだけの文章では私
なかなか理解できませんので、どういうわけでこ
れは旧漁業権が消滅してしまっただけなのか。これは
法律的にこういうことになるのかどうか。それか
ら、沖縄とか奄美大島とか小笠原とか、そういう
ところとも対比して、私が納得いくようにひとつ
御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(田中康民君) これは御承知のと
おり、昭和二十一年の一月二十九日の覚書によりま
して行政権の分離というのが行なわれまして、わ
が国の施政権は当該島嶼には及ばなくなったとい
う事態がございました。で、わが国の施政権がな
くなりまして、その地域に地域的に効力
を持つておりました法律なり命令というものは、
その限りで効力がやはりそれでストップになつて
しまつたというふうには実は考えるわけでございま
す。ところが、漁業法はどうだということになり
ますが、漁業法というものは、ある部分につきま
しては、特に漁業権に関する規定につきましては、
その地域が領土であるということと前提としてつ
くつておると考えられますので、その地域につ
いての施政権がなくなりました以上は、その部分に
関する効力も一応その限りでストップになつてし
まつたものと私たちは考えるわけでございませ
う。ところで、その漁業法に基づいて主務大臣が免許
をするという形において成立いたします漁業権と
いうものでございまして、一般のこれは物権と
いうふうに取り扱われてはおりますけれども、そ
の成立が行政行為によつて与えられるものである
という事実に着目いたしますと、その地域にか
るわが国の施政権がなくなつた以上、しかも、漁業
法に関するその部分の効力が失われてしまつたも
のと考えられる以上は、漁業権に関する根拠が失
われまして、漁業権はその時点において効力
が消滅したものと、こういうふうにお考えは考
えております。そのために漁業権が消滅いたしま
した関係で、昭和二十四年、五年にわたります漁
業制度改革によつて、内地につきましては旧漁業
権に関する補償が行なわれましたが、当該島嶼に

つきましては行なわれなかつた。これは沖縄につ
きましては小笠原につきましては同じような法理
が働いたものと、かように考えておるわけでござ
います。

○政府委員(新谷正夫君) ただいま法制局から
お答えになりましたとおりに考えております。

○川村清一君 それじゃ水産庁にお尋ねします
が、現在、日本の漁業法というものはこの北方海
域に適用されますか、されませんか。

○政府委員(森沢基吉君) 現在の施行中の漁業
法——新法でございまして——これは、いま先生
おっしゃいました海域には及んでおります。

○川村清一君 現在の漁業法が適用されておる。
それで、旧漁業法と旧漁業権というものは、先
ほど御説明のように、昭和二十四年に新しい漁業
法ができた。そこで、旧漁業法に基づくとこの
漁業権というものをこれを補償して、そうして新
しい漁業権を免許した。で、新しい漁業法がこ
の海域で適用されておる。それで旧漁業法だけが
消滅してしまつて、それは補償できない、これは
どういふわけですか。

○政府委員(森沢基吉君) 先ほど来申し上げて
おりますのは、旧法による漁業権が消滅した、し
たがって旧漁業法による漁業権者に対する補償は
できません、こういうことを申し上げておるわけ
でございます。

○川村清一君 沖縄、小笠原等はどうか。

○政府委員(森沢基吉君) 先ほどお答えになりま
したとおりでございまして、沖縄、小笠原につ
きましては北方領土の問題とやや事情が異なつてお
ります。北方領土につきましては日本の施政権が
及びませんけれども、この地域につきましては潜
在主権がありまして、施政権も向こうの施政権下
にあるということで、漁業法の旧法によります補
償ができないことは全く同じでございませう。

○川村清一君 総務長官にお尋ねしますが、北方
領土——国後、択捉、歯舞、色丹、これは政府はわ
が国の固有の領土であるとはっきりもう言明され
ておる。そうして今度は、客観的にも国際的にも

この主張をはっきりするために、建設省国土地理院発行の日本地図の上にこの四島ははっきり日本領土として明記する。そして、地理院が毎年しかるべき面積調べに、わが国土の面積の中にこの四島がちゃんと入る。そしてこの面積によって、北海道並びにそれを持つ市町村に対し普通地方交付税を交付する、この交付税の積算の基礎にする、こういうことをはっきりと国会で、予算委員会でも自治大臣が言明されておる、総務長官も御承知のとおり。おかしいじゃないですか。これで矛盾しませんか。潜在主権が沖縄、小笠原にあったとした、固有の領土だ、日本領土であるということ、対外的にも地図の上にはっきり示して、面積調べの上にはっきり出て、日本の国土の面積の中に入って、そうして地方交付税の交付の対象になる。この地域には施政権が及ばないから、したがって旧漁業法に基づく漁業権は補償できないと、昭和二十四、五年ごろの見解ならば一応わかるとしても、現時点においてなおこういうことを言っておくことは、一体、矛盾しておりませんか。どうですか。

○国務大臣(床次徳二君) ただいまのお尋ねの点が北方問題の非常にむずかしさでありまして、領土そのものに対しては、固有の領土であり、当然わが国が施政権を持っておるべきであります。が、実際問題におきまして行政権を行使することができないという実情になっておるのであります。したがって、この点につきましては、返還を求めているわけでありまして、行政的には、漁業権はもちろんです、一般の地方行政等におきまして行使ができない状態でありまして、しかし、交付税等その他の問題におきましては、これは北海道におきましてはやはりこの問題に關しまして相当経費がかかりますので、この点を交付税の対象としよう。また、日本の固有の領土として主張しておりますので、日本の領土の中に算入しておるといわけでありまして、ただ、このことが行政権が行使できるということではない。御理

解をいただきたいと思ひます。

○川村清一君 行政権が行使されておらないことは百も承知二百も合点でよく知っております。そういうことなら、何も北方領土だなんて言つて、わが固有の領土、わが国の領土であるが、わが国の行政権が及ばないところ。それならば、日本の領土だと言つて、地図の上に載せて、そして交付税を交付するなんておかしいじゃないですか。これは国内法の運用の中でそういう考え方でやつてゐるのでしょうか。対外的にもこれはわが国の領土であるということを説得する一つの大きな足がかりといひますが、説得させる一つの一つの要素としてそういうことをやるわけでしょうか。だとすれば、現時点において、もとそこにおつた方々のその旧漁業権というものを補償してやるのは当然で、沖縄と小笠原とは違つて言う。どこが違つたかと言つたら、サンフランシスコ平和条約の第二条と第三条の違い。沖縄のほうは第三条、千島のほうは第二条、この違いだけである。そして、そうならば、第二条がそれほど違つてゐる言ひなら、第二条には「放棄する」と書いてあるのです。放棄したものをわが国の領土だと言つていま主張しているわけでは、う。しかしながら、あそこで放棄したのは、ウルフ島以北シムシウ島までの北千島は放棄したのだが、南千島は放棄しないというのが政府の見解でしょう。それを主張されているのでしょうか。だとすれば、放棄してないのだから、その時点からわが国の領土でしょう。わが国の領土であつたならば、施政権は及ばないというの、それは力関係で及ばないかもしれないけれども、そこにおる人に補償するのはあたりまえな話じゃないですか。それはおかしいですか、私の言うことが。

○政府委員(田中康民君) ただいま先生がおつしやいましたのは、政治論として私どももまことにそのとおりだと思ひます。ただ法律論、全くの法律論から申し上げますと、昭和二十一年の一月二十九日に行政権が分離されてわが国の施政権が

そこでストップになつたという事態におきまして、漁業権は消滅しておるわけでございます。漁業権という権利が消滅いたしますと、これはもはや生き返らないものでございまして、そこで、漁業権というもののについて、旧漁業権を補償するという法律上の問題はもはや起こつてこないわけですが、これはいかなる事態になつても起こつてない。ただ、ありますのは、今後、そういう旧漁業権者に対する現在の地位とかそういうものを考えた場合に、政府としていかなる対策を講ずるか、そういう立法政策として私はあるものと考えます。

○川村清一君 これはあなたは法律の専門家ですから、法律論、法律論ということでおつしやる。それは当然です。私は法律論はしろうとだから、あなたに言われるとわからないけれども、どう言われても私には了解できないのです。なぜかなれば、終戦後あそこに行行政権が及ばなくなつたから、そこでその後、行政施政権が及ばなくなつたからして、旧漁業法というものはそこで消滅してしまつた、漁業権というものは消滅してしまつたのだと、この考え方でもって現在までずっと来ているなら私はわかるのです。ところが、政府の考え方はそうでなくなつたのです。国後、択捉はわが国の領土であると言ひ。わが国の領土であると言ひ。それを言つてゐるのです。それなら、施政権が及ばなくなつた、いわゆるわが国であるけれども、領土であるけれども、施政権は及ばないというところは、一体潜在主権があるということと違ふのかね。だから、法律的にはサンフランシスコ条約第二条と第三条によつて、第三条のほうは、潜在主権はある、施政権は及ばないけれども潜在主権はある。第二条のほうは、放棄してしまつたのだからこれは潜在主権もない。その見解でずっと今日まで来ているならこれは話はわかるのですよ。ところが、国後と択捉はこれは放棄してないのだという見解なんです。それじゃあ、施政権は及ばないのだ、ないというところはソ連の占拠によつて施政権が及ばないけれども、わが

国の施政権はあるということなんです。潜在主権はあるということなんです。潜在主権がないならば何で一体わが国の領土だということを主張するのです。潜在主権はあるということなんです。あるとすれば、法律的にサンフランシスコ平和条約の第二条と第三条によつて違ひはあるけれども、実体的には沖縄と同じです。どうなんですか。

○政府委員(田中康民君) 私が申し上げましたのは、領土権の問題とは全く関係なく、権利はすでに消滅したという一点であります。これは全くの法律論であります。権利がすでに消滅した以上は生き返らない。そういう原則では権利そのものに對する補償はないということになります。ですから、それ以外の、あつた領土権を主張する現在におきまして、そういうところにおきまして旧漁業権者におきまして地位に着目して特別の考慮を払ふことは、これは政府としてのまた義務であるかと考えます。

○川村清一君 それじゃ沖縄や小笠原は漁業権は消滅しなかつたのですか。

○政府委員(田中康民君) 漁業権は消滅いたしました。ただ、沖縄につきましては、わが国の旧漁業権に相当するものを、新しく琉球において琉球の法律という形式でございまして、その点はわかりませんが、それによつて認めたということは水産庁から聞いております。

○川村清一君 とても納得いきませんから、これは単に法律論じゃないのだよ。政治論なんだよ。これは総務長官でわからなかつたら総理大臣に来てもらわなければわからない。

○国務大臣(床次徳二君) ただいまおことばがありましたが、北方領土に關しましてはウルフ島以北、いわゆる北千島は放棄しております。したがつて、日本の施政権はないというように考えております。しかし、今日問題となつております四つの島、これは固有の領土であります。したがつて、当然わが国の行政権も及ぶべきであります。が、とにかく不法にソ連から占有されておりますので、及ばなければならないはずの行政権が及ば

ないというのが現実の姿であります。まことに不自然な姿であります。筋は立ちませんけれども、現実にはそのような状態である。だから、完全に施政権を行使できますように返してもらいたいという交渉をしているわけでございます。したがって、そういう区域に対する人たちの過去の権利あるいは現状におけるところの姿をどう扱うかということが私は政治問題だと思っております。したがって、今回の漁業権の問題におきましては、漁業権の補償という形とは違っておりますけれども、そういう特殊な地位にかんがみまして、十億円の国債を出しまして援護等の措置に当たろうということでありまして、全く特殊な状態に対する特殊な措置である、いわば政治的な措置であるというふうに考えていただくべきものだと思っております。

○川村清一君 これはやはり調査室からいただいた資料ですけれども、この十億円については、政府は見舞い金の形で十億円の国債を出して北方協会をしてその利子の貸し付けを行なわしめることになったのであるということを説明されておるわけですね。それから、見舞い金の形、これといわゆる旧漁業権者への補償との関連、それから、いまの総務長官の非常に政治的なそういう御答弁、その中でも、いわゆる旧漁業権は消滅したから旧漁業権の補償はできないのだ、しかし、それにかわるものとしてすることが政治的な一つのあれであるとおっしゃるならば、十億円というものは、これはけっこうなんですか、一体これで、この水産庁の言われるように、旧漁業権というものは形を変えて十億円というもので完全に消化された、こういう御見解でございますか。

○国務大臣(床次徳二君) 漁業権の積算がはたしてどうであったかということにつきましては、私存じておりませんが、しかし、その当時におきましては、ただいま申し上げましたような考慮から十億円というものが算出された。その基礎につきましては先ほど水産庁自身が申したところでありまして、なお、見舞い金ということばを使っておりますのは、私が申し上げましたような事情にか

んがみまして、あえて補償とはむろん言えないと思っております。したがって、見舞い金という形で名前が使われておったと思うのでありまして、その意味におきまして私はきわめて——いまいちおこぼれがございました——政治的配慮でも申しますが、そういう特殊なものである。これをはつきりと定義づけるということは、ほかに例がない特別な扱いであると思っております。

○川村清一君 まあ、私一人で時間使うわけにいかぬので、もうそろそろやめますけれども、私自身は正しいことを言っていると思うのです。これはわからない。あなた方は役人頭と法律論から一歩も出ないのだよ。法律論になってくると、こっちはしろうとだからやらせてしまふのだからしかたがないのだが、これは筋は私のほうが通っていると思う。もう少し検討してください。

実際問題を一、二お聞きしますが、このいただいた資料によりますと、要するに、協会が今度はこの種の問題でもう事業は昭和四十四年度は一億三千万の貸し付けを行なり、こういうことでございまして、そこで一億三千万は私は知っているのですが、こういうことなんです。十億を出しまして、これが六分の利子なんです。そこで六千万の利子が出る。その六千万の利子運用でその協会の業務運営をやるわけですね。ところが、その六千万のうち人件費並びに管理費で大体三千万近く使ってしまうわけですね。そうすると貸し付ける金は三千万しかない。三千万ぐらいの金を回したってしょうがないから、そこで、この十億を何とか早期に償還してくれるように政府のほうに要望したけれども、十年間のこれは期限つきの金——国債ですから出てこないのです。そこで北方協会ではどうしたかという、その十億の国債のうち一億を北海道信用漁業協同組合連合会にこれを買い上げてもらって、ただし、これは昭和四十五年に買い戻すという約束で買い上げてもらって、そうして一億とこの三千万をプラスして一億三千万というものを運用しているわけですね、御承知のとおり。ところが、この一億というものは、昭和四

十五年ですから来年度返さなければならぬですよ。それを返してしまふという、今度は三千万しかないわけですよ。この辺をどうするのかという問題が一つ出てくる。

それから、時間がないからかためて、いいます、長官、この辺は疑問に思いませんか。せっかく鳴りもの入りで法律をつくって、これは十月一日発足ですから六カ月間の予算ですが、これが総額でもって千八百六十三万、このうち人件費六人分その他の管理費を入れて千六百九十九万三千元取られる。そうすると事業費に回るのが六百九十九万七千円。これはこの間局長の御答弁があった。そうでしたか。これはきょういただいたのはちよつと数字違いますが、六百九十九万七千円。そこで私が聞きたいのは、長官いいですか、いままではいいのだ。今度、北方協会も新しくできる協会に合併してしまふ。業務が一項、二項、三項、四項、五項附帯業務とありますね。一項、二項、三項は総務府所管で協会の事務は従来どおり、それから四項のいわゆる金融等の仕事は従来どおり北方協会、これは農林大臣がおもに所管してやるということになる。同じ協会で事業やるのに、片方の人件費は千六百九十九万というものは国から出す。片方の旧北方協会のほうの人件費は、これは六千万の利子運用の中から半分の約三千万使ってしまう。いままではこういうものなかつたから、それで文句はつけなかつたけれども、今度からは、同じものがやるのに片方のほうは人件費はまるまる国だし、片方のほうの人件費はその国債の利子の中から出てくる。これは矛盾していませんか。いま言ったように、六千万のうち三千万使ってしまった、実際の貸し付けである金は三千万しかないですよ。どうですか。ですから、私の言うことは、当然この北方協会、この金融の仕事をするところの人件費も国が持たないと、それから、来年は一億も漁信連に対してこれは買い戻してやってしまうのだから、原資が足りないから、国が一億か二億の早期買い上げをしないと、こういうことなんです。できますか。

○国務大臣(床次徳二君) 非常に、北方協会が今後仕事と同じように続けられるかどうかというこの御不安だと思ふのであります。が、そういうことのないように運営してまいりたいと思っております。したがって、従来から十億を中心として運営してまいりました北方協会自体は、これは別勘定でもって一般の思想宣伝等の問題には流用しないようにいたしまして、そうして従来の仕事を存続させるようになっております。

なお、人件費につきまして、国が持たないのはおかしいじゃないかというお話であります。が、元来の十億円自体も国から出してありますので、したがって、やはり国から出た人件費でもって北方協会が行なっているというふうな考えられたいと思っております。なお、将来におきまして北方協会が貸し付け業務等につきまして資金繰りの関係上増減することがあると思うので、それを御懸念になつておられるのであります。が、私どもは、できるだけ北方協会が従来からやってまいりました業務が同じような形で存続でき、一般関係者に不安を与えないように今後とも努力してまいりたい。この点は今後の経営のあり方でありまして、私どもはさような点に配慮してまいりたいと思っております。

○川村清一君 十億の交付公債は三十六年に出る十年間。そうすると昭和四十七年に全額償還される——現金化されちゃう。その後どうしますかと——という問題が一つあります。それから、いま言ったように、十億の利子運用。六千万ぐらいじゃ足りないです。もつとふややお考えがないのかどうか、もつとはっきり端的に言っていたください。

それから、人件費は当然国が持つべきであるというこのほくの主張に対して、何かわかつたようなわからないような御答弁ですが、それはあらためてこの協会と同じような処置をするというのかしないのか、この点をはつきり、そのことだけ端的にひとつ御答弁いただきたい。

○国務大臣(床次徳二君) 十億円の国債につきましては、償還の時期に検討いたしたいと思っております。

ります。今日におきましてこれをどうするということをお願いすることは、今日はまだできません。未定であります。

それから、経費につきまして、北方協会が従来やっております経費に食いつ込んでこれを侵すというふうなことは考えておりません。

なお、事業自体につきまして非常に不安を感じられることのないように、原資の運用その他の際におきましては、十分予算上検討したいと思っております。

○委員長(山本茂一郎君) 川村君、時間がちよつと。

○川村清一君 わかりました。もう一点、それじゃ一人で時間を使って恐縮でございますから、これは一括して全部やってしま

います。水産庁にお尋ねいたしたい。それは安全操業に

関連してですけれども、ずいぶんいままです、私、数字あげませんけれども、御承知だと思います。

これは前回の委員会でも御質問があつてそれに対する御答弁を聞きましたが、はつきりしていない。

それは李ラインの侵犯によつて韓国に拿捕抑留された乗組員と、北方海域におつてソ連に拿捕抑留された乗組員との援護処置は非常な差がある。これは納得いかないわけですね。同じなのはどうい

点かという、見舞い金。これは一人一万円。それから死亡見舞い金七万五千元。これは韓国と北方は同じですけれども、北方のはうになくて韓国のほうにあるのは、差し入れ品の購入費補助、これが年三回に分けて、一回三万二千元ずつ。それ

から医療費補助。通院の場合は一月二千元以内。入院の場合は一月一萬二千元以内。それから帰還の場合の経費。たとえば上陸地の宿泊費とか帰郷の鉄道運賃であるとか、荷物の送達費であるとか、帰郷の雑費であるとか、車中の食糧費であるとか、こういうものは韓国の場合には支給している。ところが、北方のほうには支給して

ない。こういう差をつけることは納得いかないわけであり

ます。なぜこういうことが同じ取り扱いをしないのか、その点を明確に御答弁願いたいことが一点。

それから、これは法務省のほうにお聞きしますが、これも前回御質問がありまして御答弁いただいたのですが、これはどういふことかという、北方領土に本籍地を移転したい、こういう問題と、北方地域に残して来た財産、この財産—不動産登記の問題です。これも法務省のほうの見解は、何かもう施政権が及ばないといったようなことによつてこれは行なわれないようでありますけれども、ここもどうもわからないわけですね。それから、法務省はこういうことも申されて

いる。引き揚げ者の本籍はほとんど都道府県に現在移つていて、これも了解されます。それから、住民の住んでい

るところに本籍地があることが便利である、引き揚げ者の本籍が昔の島にないといつても別段それは不便、実害がないではないかといつたようなことも述べられて

いる。これも理解できることではあるわけでありますけれども、しかしながら、北方地域はわが国の領土であるといふことを政府がはっきり主張している。だとすれば、わが国の領土であるならば、本人がそこに本籍を移したいという希望、意思があるならば、それは本籍を移すことができるというの

がこれはやはり戸籍法のたてまえではないか。あくまでもこれは属人主義のたてまえから言つて、本人がそこへ本籍を移したいと言

うならば、移せるのではないかと思ふのですが、これはどうしてできないのか。これを明確にひとつお答え

いただきたい。同じように、これは残置財産、いわゆる不動産登記の問題、これもどうしてできないのか。これはやらなければもう

当時の方々がなくなる。むすこの代から孫の代にもうなくなつてしまふ。はつきり財産登記しておかないと、本人のきわめて不利益なことが出てくると思ふわけであり

ますから、そういうことが強く要望されている。これもできないといふことはどういふわけなのかといふことをお答え

いただきたい。それから最後に総理府長官にお願

いしたいことは、これは先ほど長官の話の中にもあつたのですが、どうも各省庁の行政措置がまちまちである。一貫して

いない。統一されておらない。自治省あたりは非常に進んだ考え方を

持っている。総理府あたりは非常に進んだ考え方を

持っている。総理府あたりは非常に進んだ考え方を

持っている。総理府あたりは非常に進んだ考え方を

持っている。総理府あたりは非常に進んだ考え方を

持っている。総理府あたりは非常に進んだ考え方を

持っている。総理府あたりは非常に進んだ考え方を

持っている。総理府あたりは非常に進んだ考え方を

持っている。総理府あたりは非常に進んだ考え方を

持っている。総理府あたりは非常に進んだ考え方を

持っている。総理府あたりは非常に進んだ考え方を

持っている。総理府あたりは非常に進んだ考え方を

持っている。総理府あたりは非常に進んだ考え方を

持っている。総理府あたりは非常に進んだ考え方を

持っている。総理府あたりは非常に進んだ考え方を

持っている。総理府あたりは非常に進んだ考え方を

て、ソ連も決してよかつたとは申し上げませんが、特に極度に悪うございまして、抑留中の栄養失調等によりまして健康を害する抑留者の方が非常に多うござい

ました。それで留守家族から差し入れを必要とするというふうな事態がござい

ましたので、特に差し入れ関係の経費についても考慮をいたした

ました。そういう事情がございまして、ソ連の場合にはござい

ませんが、同じような理由で、抑留事情の極度に悪かつたといふことから、特別の措置をとり

ました経過がございまして、また、帰還後死亡なさいました方々に対する特別交付金についても同じような理由でござい

ます。それから、帰郷の費用等につきましては、韓国の場合等におきましては、昭和三十三年に両国政府の間に覚書がござい

まして、集団的に韓国から抑留された漁船を送還をするといふふうな背景のもとに送還を行なひました経過がござい

ますので、上陸地点から郷里へお帰りになる経費、これはおもに西日本でござい

ますが、かなり広範囲なところでもございまして、帰郷費用を韓国の場合特に考慮したといふのがこれを設けました理由でござい

ます。○政府委員(新谷正夫君) 戸籍関係についてまずお答え申し上げますが、前にもお答えいたしてお

りますので、若干重複するかと思ひますが、お許しをいただ

きたいと思ひます。戸籍につきましては、沖繩と比較する

のが一番御理解が早いのではないかと思ひのでござい

方が日本の本土に居住しておられた。行政分離によって沖縄と本土の間の交通も遮断されまして、戸籍の届け出もできないというふうな事態になりましたために、昭和二十三年のポツダム政令というものによって、沖縄に本籍を持っておる人たちのために、日本政府で戸籍事務を取り扱ってよろしい、こういうことになったわけでありまして、その限りにおきましては、いわば現地の施政権の一部が日本政府に移された、こういうふうに見てもよろしいかと思うのであります。そういう経緯がございまして、沖縄に本籍がある人たちの戸籍事務を向こうの市町村にかわって日本の内地の特別の事務所でやってみよう。こういうことになったわけでありまして、ところが、北方領土におきましては、ソ連軍に占領されて以来、米軍あるいは連合軍の行ったような措置が、北方領土地域については行なわれておりません。現在も、政府の見解としては、北方領土地域はいずれの市町村にも属しない地域というふうな、特別の地域と考えられておるわけでございます。したがって、そこには市町村というものもなければ、また、当然市町村の理事者あるいは市町村事務をとる機関というものもないわけでございます。戸籍法によりますと、御承知のように、本籍というものは市町村の区域内に本籍を置くと同時に、当該の市町村長が戸籍事務を管掌する、こういうことになっております。沖縄の場合には直接日本の法律が施行されていたのではございませんけれども、間接的に従前の法律によって、従来の戸籍事務が扱ひ得る体制にあったのが、日本側の特別の機関によって戸籍事務をとり得るということになったわけでございますけれども、北方領土についてはそういうことが考えられませんが、法律的には、そういう問題がございまして、北方地域に現在本籍を設けるといふことはできないというところが一つでございます。それと、終戦後大部分の方は本土に引き揚げられまして、こちらに本拠を置いて生活しておられます。また、転籍の手続もとおられるのでありまして、沖縄の場合

とは事情がだいぶ違うわけでございます。もちろん、現在釧路の法務局の根室支局、そこに関係の戸籍簿とあるいは副本、さらに除籍簿等も全部保管してございまして、したがって、関係の方々にできるだけの御便宜はかつてまいっておるので、ただいま申し上げましたような事情によりまして、北方地域の戸籍事務というものは取り扱うことができない状況に置かれておるのでございます。

それから、財産権の関係でございますが、これは登記の関係を中心にお尋ねであつたと思うわけでございますが、登記事務といふものは、ただ簿冊の上で記入だけすればよろしいという仕事ではございません。相続におきましても現在の相続法の関係で、共同相続さらにその遺産の分割という問題も起きてまいりますと、実地の分割、合併というような措置も必要となつてまいるわけでございます。登記所といたしましては、実地の調査、測量、検分等をいたしまして、表示の登記といふものを行なうという仕組みになっております。ところが、北方領土地域には、そういう行政権が事実上及び得ない状況でございますので、登記事務はこれは事実上行ない得ないというのが現状でございます。とは申しまして、相続の関係で非常にお困りの方もおありだと思ひまして、前にもお答えいたしましたときには、その点について何か一つくふうをこらしてみようというふうにお答えいたしたわけでございます。現在私も考えておりますのは、相続の登記はできませんけれども、特別に帳簿を設けて、相続の申告がございました場合には、その関係の事項を一応記録にとどめておきまして、施政権が復帰した時に直ちに適正な登記簿に再現できるような措置を講ずる、こういうことになつておる次第でございます。

○川村清一君 総務長官の答弁の前にちょっと。長官ね、いまの法務省の御見解ですね、法律的にはまことにそのとおりだと思うのです。ですから、財産登記なんか、ただ帳簿の問題だけでは

ない。実際にそこをやれば知らなければできないという、これは法律的には当然さうだと思う。ところが、国土地理院の面積調べだつてそうなんですよ。実際にはからなければそれは出されません。それで今日までおくれ出てきたわけですよ。ところが、今回、いまだ出ていないあれでもつて、択捉島の面積はどれだけ、国後島の面積はどれだけ、歯舞群島の面積はどれだけ、色丹島の面積はどれだけ、総面積はこれだけだということ。で国土の面積の中に、そうして普通地方交付税の積算の基礎にすると、こういうことになるので、だから、法務省の見解は正しくは正しいと思うのです。ところが、一方国土地理院では、そういうこともこれは法律的にはできないのです。できないことをいまいやうとして、ですから、もっと各省も意見を総合して、統一したもので前進する形で見解を統一してもらいたい。そうして行政を強力に施行してもらいたいというのがばくの言い方なんです。それを踏まえてひとつ長官御答弁願ひたい。

○国務大臣(床次徳二君) 今日まで北方問題に対する国のあり方と申しますか、これは十分徹底しておらなかったと思ひます。さうな意味におきまして、今後この解決のために一そう努力いたしたいというので、昨年以来、国といたしまして、方針を、さらに決意を新たにいたしました。さらに各省のとおりにます処置等におきまして、なかなか統一性を欠いておつたと思ひます。したがって、北方問題各省連絡会議をこしらへまして、そうして新たに北方領土問題解決に対して、それぞれ各省の立場に立ちましても歩調を合わせましてこれを推進いたすように着手いたしました次第であります。今後ともこのふぞろいと申しますか、いろいろ十分でなかつた点もあるかと思ひますが、今後歩調を合わせまして努力いたしたいと思ひます。

なお、地図の問題につきましては、仰せのごとく、実測いたしますのが、現在のたてまえでございますが、しかし、これが実測できない状態であ

ります。さりとて、これをわが国の固有の領土と主張しながら面積に入れないということはまことに不合理でございます。過去に実測いたしました古いものを基礎にいたしまして積算いたしました新しい面積、ほかのほうは新しく実測いたしましたものと一緒になつておるわけでありまして、これまた今日実測ができません関係上、やむを得ない措置と考へておるのであります。なお、法務省等の取り扱ひ等におきましても、現実においてやむを得ない立場に立ちましても、先ほどお答え申し上げましたような結論に立つておりますが、しかし、要は、基本的な固有領土の返還という立場に立ちまして、今後とも政府全体の施策を統一いたしまして、遺憾のないように処置いたしたいと存じます。

○渋谷邦彦君 初めに、本論とちよつとはずれますが、外務大臣にお尋ねをしたいと思ひます。日本国内において諜報活動が行なわれて、それに関係する者がたまたま外交官であるという場合の政府としての措置はどのようなおはからいをするのか、まず、それを最初に伺ひたい。

○国務大臣(愛知揆一君) 成規の手続によつて日本国におります外国の外交官は外交官の特権を持つておりますから、常識的に申せば、そういう外交官の特権を持つておる者に対しては司法上の取り調べ、搜索というふうなことはできない状況にある、これは一般的の常識であると思ひます。

○渋谷邦彦君 スパイ活動にもいろいろあるんでしようが、なかんずく、軍事あるいは今回のような産業スパイ、日本の国にとって、考へてみると、産業スパイというのは日本の利益の上からもきわめて不利益をもたらす。いまの御答弁でございますと、外交官の特権を持つておる者については、これはもう、極端に申せば、大つぱらにやつても、これは日本の官憲の手の遠く及ばないところである、単に事情聴取に終わつてしまふ、このように理解してよろしいですか。

○国務大臣(愛知揆一君) 条約局長からお答えいたします。

○政府委員(佐藤正二君) 外交官の特権に関しましては、御承知のとおり、ウィーンでございました外交関係に関する条約もございまして、それに日本も入っておりますわけでございます。それから、まあ一般的な国際法、伝統的な国際法といいたしましても、外交官の一身上の、外交官その人に対する不可侵権と申しますか、特権を持つておるわけでございます。したがって、今回のいわゆる産業スパイの問題は、あれは外交特権を持つていない人間だと私理解しておりますが、もしあれが外交特権を持つておるといたしますれば、刑事裁判権から原則的に免除されているわけでございます。したがって、この免除を外交官自体が自発的に放棄しない限りは、いわゆる裁判所に呼んでこれを取り調べ、あるいは罰するということなどはできなくなるわけでございます。ただ、これは自発的に放棄するということも観念的には考えられるわけでございますし、それから、それ以外に、非常に事案が、今回の問題とは別個に考えまして、事案が非常に日本のためにもしくはなくないというような場合に、その外交官の本国に対してこの召還を要求するというようなことは、これは外交の通常のやり方としては行なわれているところだと承知しております。

○渋谷邦彦君 もう一点。

今後こういうことの起きないことがわれわれとしては非常に望ましいことでありますが、外務大臣としては事実の判明するまではおそく言明を避けられるであろうと思いますが、条約局長のお話でございまして、本国政府に折衝の手続をとった上で強制送還というようにすることは十分考えられるような趣のお話のように聞いておりますが、やはり今回の場合もそのような強硬手段をとられるおつもりがございいますか。

○国務大臣(愛知揆一君) 私、ただいま参りましたので、ただいままでの御質疑の内容を承知いたしませんから、あるいはとんちんかんなお答えを

するかもしれませんが、この、某国の外国人が日本におつてそれが某国との間に何か通謀した事件があるということをご承知かと思っております。まず第一に、事実関係をまだ捜査当局から十分に聞いておりません。それから、いままで新聞等で承知しておりますものでは、正式の手続による外交官特権を持つておる者では、一方は、なさそうでありまして、したがって、このほうについては、日本の国内における窃盗その他の容疑があります場合は、これは当然日本の司法権の発動で取り調べも検挙も捜索もできるわけであらう。そういうことで進んでおると思いますが、その相手方になったほうの状況については、いま申しましたようにつまびらかでございせんので、これは具体的な事案でございまして、内容がもう少し捜査当局から明細にわかりましてから、それによつて判断し処置しなければならぬと思つております。その場合におきましても、これは、ですから、一つの原則論、観念論でありまして、それから、本国に外交官チャンネルを通して折衝をして、そして先方の出方もどういうことであるか見なければなりません。それから、勘考した上で、いかなる具体的措置を要請するかということ、その後、にきめるべきことであつて、いきなり頭から強制送還という措置に出るということは、通常の場合におきましてもこれは適当でない、あらかじめきめてかかつて措置すべきものではない、こういうふうなところを考慮しております。

○渋谷邦彦君 それでは本論に入ります。

昨年十二月の末に外務大臣はトロヤノフスキー大使と会見をなさつたとき、やはり北方領土問題について相当真剣に折衝されたやに伺つております。けれども、残念ながらやはり回答はいままでと何ら変わりない、一歩も出ない、こういうふうな記憶をしております。やはり先般来の御答弁を伺つておりましたも、今後ねばり強く、何らかのチャンスを見つけて強力な外交折衝の展開を通じてこの領土返還の具体的な効果をあげてまいりたいという御意向のようでございます。

も、今年秋に予定されておりますグロムイコ外相の訪日に対しまして、再びこの領土問題が粗上のぼることは必定であらう、こう思ひます。沖繩の問題については、秋の佐藤訪米に関連しまして、相当いま強力にあらゆる角度から日本の立場というものを主張するための資料が集められているやうでありますけれども、グロムイコ外相とのそういう会見が実現した際に、この北方領土問題についての懸案の解決にあたつての青写真というものはもうすでにでき上がつていられるでしょうか。

○国務大臣(愛知揆一君) 日ソ間の状況におきまして、これはソ連側の外務大臣が日本に来る番になつておる、と申し上げ、非常に俗な言い方でございますけれども、日ソ間のかねがねの約束といひますか、話し合いによつて、ことは東京において日ソ間の諸懸案の話し合いをすることになつております。したがって、ソ連側としても原則的にそれに異議はないのであつて、ただ現在、何月の何日ごろということにはまだ確定をいたしておりません。しかし、こちらとしてはもちろん迎える用意をいつでもいたしておるわけでありまして、来れば、いろいろの案件もございまして、わがほうとしては領土問題が最大の問題でございまして、もちろんこれに対して話し合いを進める十分の準備をいたしておるわけでありまして、しかし、そこで、いまお尋ねのように、グロムイコ外相が来て会談をやつて、その結果想定される青写真というものが結論的に描かれているかというお尋ねに対しては、残念ながら、まだそこまでは行つておりません。それから、ついででございますけれども、ソ連側は、一方、日本に対しては、なるべく最近の機会に日本の総理大臣の訪ソを期待しておるわけでございますが、これははかしまだペンディングとして、行くとも行かないともきめておりません。やはり、こういう領土問題というふうな非常に大きな問題が目前にございまして、東京においてはまずグロムイコ氏を迎えて談判したいと思つておりますし、また、しか

し同時に、先般も新聞にもちよつと報道されて

おりましたが、インド大統領の国葬がありましたときに、政府としては長谷川農林大臣を政府代表として国葬に参加させました。その際ブレジネフとも接触の機会がございましたが、そのときにもこの領土問題を提起しており、あらゆる機会を利用してこの領土問題については必ず日本側として強い要請、期待というものを表明をいたしておるやうなわけでありまして。

○渋谷邦彦君 いまのお話ですと、たいへん悲観的なそういう展望の上に立つた御所信のようでございます。なるほど、歴史的に見た場合でも、領土返還については少なくとも百年以上かかる、これが過去の例であつたやうに覚えておりますが、今回の場合もそういうあらゆる困難な要素といふものがございまして、相当長期間にわたるんじゃないか。ただし、アルサス・ローレンの例等もございまして、やはり忍耐強い交渉というものが前提になるであらうし、いまのお話ですと、ソ連としても佐藤さんの訪ソを期待している。言うなれば、単純な考え方もありませんけれども、きつかけをつくるには一つのチャンスじゃないか。むしろ、こういう機会に、佐藤さん自身が乗る強力に一方においては推し進める。効果があるかどうかはそれは未知数にいたしましたも、それがやはりわが国外交の前進的な役割を果たす一環ではないか、このように感ずるわけでありまして、その点についてはぜひとも外務大臣からそうしたお話がございしますので、何とか北方領土返還という悲願を達成する意味においても、あらゆるチャンスをやはり生かしていく、やはり不可能を可能にしていくという、そういう今後の接触というものが非常に大事ではないか、こう思うわけでありまして、加えてカイロ宣言といひ、ポツダム宣言といひ、あるいはヤルタ協定といひ、これは当時のいわゆる連合国のイニシアチブをとつた国々を中心となつてつくられた宣言であり協定である。これは国際法上見て、はたしてどれだけの効力を有するものか、先般の当委員会に

おいて、たしか欧亜局長の御回答だったと思いますが、ソ連なんかにおいては条約を結んでも一方的に放棄をしている、こういうお話があったわけでありまして。実際、信義にもとらなうようなことがいまでもしばしば行なわれていることは申すまでもないことなんでしょうけれども、もしもそうした場合に許されるとするならば、その当時の連合国の国々が集まるというようなことも考えられましょうし、また、単独にいままでもアメリカに對し、イギリスに對し日本の立場というものを十分理解してもらうためにも、側面的な返還への道を開く、そういう外交折衝というものは考えられないのかどうか、これについてお願いしたいと思っております。

○国務大臣(愛知揆一君) この「側面的」ということにもいろいろの方法があり得ると思っておりますが、とにかく政府としては、この国会に於いては、開会の際の総理の所信演説等にも、北方領土の問題は明確に政府の意向として内外に宣明しているわけでありまして、これは適当な方法であるというふうなお考えが国民各層の中から浮かび上がれば、そういうことを取り上げるのに決してやぶさかではございません。先般も当委員会でもお話がございましたが、実はソ連のこの外交政策というものは非常に微妙でもあるし、また流動的である面もあるように想像されますし、とにかく、この機会に決意を新たに、はかのたとえは安全操業の問題等については、先般も政府の意向を申し上げましたが、着々準備を進めてまいりたいと思っておりますが、それにしても、その交渉にいたしましては、北方領土の返還ということが基本的にはわが国の絶対的要請であるというそのワタの中でのやううとしていっていること、これはいわば側面的にもいろいろやっているというにもなるかと思つて、いま申しましたように、あらゆる方向に向かつて推進をしなければならぬと考えております。

○渡谷邦彦君 従来からの懸案事項を大まかに分けると、四つぐらゐに集約できるかと思うのでありますが、しかし、その問題すらも、たとえば抑留船員を早く帰してもらいたいという問題、あるいは全面返還という問題等々、いろいろあるわけでありまして、いままでしばしば考えられ、判断の裏づけとされてきた一つの考え方をもう一ぺんこれは再確認という意味でお伺いしておきたいのでありますが、北方領土を返還しない限りにおいては日ソ平和条約を結ぶべきじゃない、あるいは日ソ親善友好というふうな立場に立つて、いわゆるスマイル外交を通じてやはり根強く外交折衝の上で返還というそのチャンスをつねらうべきじゃないか等々の、そういう考え方が、いまなおやはり支配的ではないかと、このように思っておりますが、政府としては今後のそうした返還については一つの貫かれた基本的な考えというものが当然ありたいと思つて、この際あらためて、政府としてはいまこの方向で断固として進むということをお聞かせいただきたい、こう思っています。

○国務大臣(愛知揆一君) 領土問題がわが国の所期するような成果をあげ得ざる限り、日ソ間には平和条約の締結というふうなことは考えない、これは基本方針でございます。その基本方針のもとに現在あらゆる機会をとらえてねばり強く主張の貫徹につとめていく、これはしばしば申し上げたこと、政府の既定方針でありますし、それから、向こうの態度は態度として、こちらとしては、もう実に、いままでも、またこれから、ただいまでも執拗にこの主張はあらゆる機会に繰り返していることは、先ほど一、二の例を申し上げたとおりでございます。

○渡谷邦彦君 これも外務省の管轄になるんだらうと思つて、現在まだ六十数名の抑留船員がいるというのを聞いておりますが、まあ、いつもこうした問題で不愉快な思いをするわけですが、最近ではむしろ日本海域にポンプ船を持ってきたり、大量の魚をとっておるといふ事実もございまして、ただ、わが国としては遠くからそれをながめてぼんやりしているだけであると、まことに歯ざしりする思いでありますけれども、せめてこの抑留船員については、なぜ一体抑留しなければならぬのか、われわれ国民感情としてはとうてい理解に苦しむところでありまして、ならば、事實は事実としても、早急にやはり釈放の手続をとると、こういったことは当然いまでも繰り返し繰り返し話題になつてまいつたわけでありまして、現在なおかつそうしたような人たちがいる場合、一体いつごろをめぐりして抑留船員の釈放を願つておられるのか、また話し合いをしてもらえるのか、これを外務省からお伺いしたいと思つております。

○国務大臣(愛知揆一君) この点もう繰り返して繰り返して機会あるごとに要求をいたしております。即時釈放の要求であります。それから、現在抑留されている気の毒な同胞が何人いるかということでございますけれども、ただいま、遺憾ながら、いまおあげになりました数字よりも若干現在の数字は上回つております。その実数をあらためてソ連側に釈明を求めるとともに、即時釈放を強くたたいまも要請中でございます。

○渡谷邦彦君 次に、総務長官にお伺いをいたしますが、先ほど来いろいろの論議がございましたけれども、私は主として引き揚げてこられた方々の援護対策ということについて若干伺いたいと思つて、るるこの窮状を訴えられたわけでありまして、結論は、政府のものとあたたかい施策をほし、と、そういうことでございまして、そこで、いま新しくいただいた資料から申し上げてみたいと思つておりますが、「啓もう宣伝」なるほど今度の新しくできる協会の内容としてこういうことが盛り込まれているわけでありまして、業務としてこういうことをやる「啓もう宣伝」と、まことにけつこうだと思つて、ただ、第三番目の「援護」がまことに少ないですね。この予算措置が四十六万五千円と、しかし、その内容というのは多岐にわたつておるといふことですね。簡易水産加工、漁船幹部要員養成等々でございますが、はたしてこれで実際にできるのかどうか、

まずこの点からお伺いしていきたく思います。○国務大臣(床次徳二君) 旧北方の引き揚げ者等に対する援護の問題でございますが、一般引き揚げ者同様の援護措置をいたしておりますが、特に北方の關係者として掲げましたものは、この3にありましては従来南方同胞援護会において行なつておりましたもので、この二行目にありまするが、千島會館の運営、これは国におきまして経費を出しましてこの會館を建設いたしまして、その中心としたしまして各種の援護事業を展開いたしておるわけでありまして、なお、このほかに旧北方協會、今度新しくこの団体に吸収することになりまするが、十億円の国債によりましてこれを運用いたしましてそうして援護業務をいたしておるわけで、さうなことを通じまして努力をいたしておる次第であります。

○渡谷邦彦君 言われたことはわかるんですが、でもね、たとえばいま私ずっと中身をあげたわけですが、具体的にこれはどういふことをおやりになるのかですね。どう考えてもこの予算じゃできそうもないという実感がわくんです。それじゃ何もつくった意味がないんじゃないか、有名無実になるんじゃないかと、それを心配したからいま申し上げているわけなんです。

○国務大臣(床次徳二君) 南方同胞援護会におきましては、すでにだいたい前につくりまして今日まで運営いたしておりますので、具体的な事項につきましましてはさらに御説明をいたしますが、比較的金額の少ないのはそういう形で少なくなつております。なお、北方協會の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、大体四十四年度におきましては貸し付け計画一億三千万円というもので、援護に役立たしておるような次第であります。できるだけ今後の運営におきましても援護に對しましては遺憾のないようにつとめたいと思つております。具体的な問題につきましましては、局長から御説明申し上げます。

か、政府の恩恵がどう行き渡ったかどうか、これできまるような感じがするのです。そこで、職業訓練というものを含めまして、いままです具体的にどういう一施設策をとられてきたのか、どうなのか。今後見通しのつかないような問題か、どうなのか。かかえて、やはり何となく生活というものの基本になりますので、今後その人たちが十分に立ち行くように、そのような配慮がこれからは必要だといこうとされるのか、単にその事業資金を融資するといことだけでは、やはり合点がいかない面もあるかと思ひます。やはり中にはサラリーマンを希望する人もございまいし、あるいはその他のいろいろな自分の希望する職種を選びたいという、そういう人たちが大ぜいいるのではないかと見地に立ちまして、一体そうした人たちの希望というものがどのように受け入れられ、そうしてまた、政府としてはどのような配慮をいままですと私れたか、今後どうされるのか、こうした点についてお話しただきたいと思ひます。

○国務大臣(床次徳二君) 一般的な問題といたしましては、すでに厚生省その他でもやってのけると同様に行なっておりますが、特に北方につきましては、先ほど申し上げましたように、北方協会また南方同胞援護会というものが、一般のものの以上、特に北方のものと島にいたという立場に立って処置をいたしておるわけでございします。現在におきまして、これらの方々に対する援護におきまして遺憾な点がありますれば、今後、新しくできましたところの協会等におきまして十分努力をいたしますと同時に、やはり単に協会だけでもって処置するばかりでなしに、一般の職業関係その他の施設等を十分に活用いたしまして努力いたしたいと思ひます。

○渋谷邦彦君 最後に要望をいたしまして、一般の参考人等の意見、希望というものは総務長官も重々に御存じだろうと私は思ひます。また、途中からだったと思ひますが、お聞きにもなっていないしやると思ひます。どうか、その人たちは、該

当者の方々が危惧を抱くようなそういうような施策の行なわれぬように万々注意をされて、せつなくつづかれるこの北方協会の本来の精神にのっとった十分な効果をあげていただくように努力をしていただきたい。このことを申し上げて、私の時間が参ったようでございますから、質問を終わります。

○春日正一君 今度の法案は、引き揚げてきている人たちの援護の問題と、それから領土の返還の問題と、二つの内容を含んでおりますので、両方お聞きしたいのですけれども、まあ、外務大臣に、ちょっとお急ぎのようですから、領土の問題のほうから私は順序を変えてお聞きいたします。

この北方領土の問題では、私も共産党も、あの千島列島というものは、南千島、北千島を問わず、全体として日本の領土である。戦争で取ったものでもなければ侵略で取ったものでもない、だから当然日本の領土であるべきものである。したがって、サンフランシスコ条約で放棄せられたということは、やはり戦後処理において不公正な扱いがあったというふうな思ひます。だから、これは返らねばならぬと、この点では政府の考えとも一致すると思ひますけれども、ただ問題は、それをどういう論拠に基づいてどう取り戻すかということになると、これは道理に即して現実的に解決していくという道をやはりわれわれ追及しなきゃならぬ。そういう意味で、一番先に、政府としてソ連に対してどういう国際法上の立場、こういうものからこの返還を要求しておられるのか、また、ソ連はそれに対してどう答えておるのか、その点からお聞きしたいのですが。

○国務大臣(愛知揆一君) この問題につきましては、特に最近になりましてからと言つと語弊があるかも知れませんが、政府が国後、択捉、歯舞、色丹、この四島についての主権の回復といひますか、返還を求めているという点に對しては、国内的にそれでは狭過ぎるではないかというふうな御議論があがっておりますことは、私は

もうほんとうに率直に申しますが、これはむしろ喜ばしいことであるというぐらゐに考えております。ただいまもお触れになりましたが、政府としては、実は率直に言へば、南樺太にいたしまして、決してこれは戦力、武力によって奪取したものであるとは考えておりませんことは、従来からも、あるいはサンフランシスコ会議當時においても、背景として主張していたことでございします。しかし同時に、やはり日本が独立を回復したそのサンフランシスコ条約の条文中のできた背景、あるいはその当時の論議、その会議における各種の発言というふうなものによつて考えてみますれば、国後、択捉については――まあ歯舞、色丹は当然過ぎるくらい当然でございまいし、国後、択捉については、もうサンフランシスコ条約のときに考えても、あるいはその前のいろいろの沿革や条約その他の点から言つても、これについてはもういわずに十二分の根拠が主張し得る、こういう立場から、そのころから、それからこの前も御答弁いたしましたように、昭和三十一年當時におきましてあらためてこうした論議が起きましたときにも、政府の態度は明確にされておるわけでございしますが、いま申しましたような点から申しまして、国後、択捉はもう絶対的に日本のものである、したがって、南千島あるいは北千島とかいうようなことばも混淆を生ずるから使ひまいということにして、ますます政府としても根拠づけというものを明確にいたしてまいつた。こういうことは、従来もソ連側に対するわれわれの返還主張の根拠として援用してまいつたところでございします、また、最近において特におかげさまで高揚してまいりました北方領土返還に對するいろいろの角度からの日本の国内のものの見方、世論というものをさらに強い背景にして交渉に臨みたい。率直な私の気持ちを申し上げますと、以上のとおりでございします。

○春日正一君 ソ連と交渉して、ソ連のほうはどういう返事をしておるのか、

○国務大臣(愛知揆一君) これが、この前も私申し上げましたように、ソ連としては、私も私としては理解ができないような態度で、この問題は解決済みである――何が解決済みであるかわかりませんけれども――そういうことで、もうこの話には入らないと、入らないでくれという態度でございしますから、十分に先方としての論拠としてあげておるところは捕提することが困難である、こういうことが言えると思ひますが、なお、當時交渉に關係した経過等について、御必要でございすれば、欧亜局長からも御答弁いたさせたいと思ひます。

○政府委員(有田圭輔君) ただいま大臣から申し上げましたように、この最近におきましてソ連側の態度というものは、一貫して、すでにこの領土問題というのは一連の國際協定で協議済みの問題である、したがって、日本側がこの問題を提起しているろいあれこれ言うことは非常に日ソ關係に陰を及ぼすものであるという姿勢をとつておりまして、その議論の根本になる問題にはなかなか触れたがらないわけでございします。しかしながら、皆さんすでに御承知のように、日ソ共同宣言というものがございます、この齒舞、色丹については平和条約の締結後に日本に引き渡すということをこれは約束しておりますから、これにつきましては、ソ連側も日本の領土であるということを確認したか、こうなっております。

しかし、それ以外につきまして解決ができないために、まあいわざば今日においても平和条約ができておらない。この平和条約交渉の前後におきましてソ連側に用いられた議論というのはいろいございします。あるいはカイロ宣言を引用し、あるいはヤルタ協定を引用し、あるいはポツダム宣言を引用し、あるいは連合軍の一般命令第一号というものを引用し、あるいは平和条約二条まで援用しておるのございします。これらは、そのあるものについては有利な面だけを述べて、たとえサンフランシスコ条約については、ソ連はその理由を申し述べても、その条約によつて日本側が南

樺太及び千島を放棄すると言ったことは、ソ連はそこに加わらなかつたのでございませうから、これを主張できないにもかかわらず、これをソ連側の根拠の中に一つ引用しているという様な状態でございます。しかし、基本的にはソ連側の考え方は、察するに、ヤルタ協定というもので連合国側がソ連側に引き渡すという事を約束したものであつて、もうそれは当然ソ連がもつたものであるという様な考えからこの様な主張を展開してきておられるものというふうに考えております。

○春日正一君　そうすると、政府ベースの交渉では、いまのところ取りつく島がない。向こうは、解決済みだからその問題を討議すること自体好ましくないという様な態度で、問題に深く立ち入っていく取っかかりもないという様なふうには理解していいわけですか。

そこで問題は、またいまの説明を聞いてみてもあれですけれども、一番問題になるのは、まあそれはヤルタ協定があつた、それでそういう申し合ひがされた。それからポツダム宣言で定められた四つの島その他附近の指定する小さな島ということできめられてゐる。その中に、当然ヤルタ協定という様なものも連合国の側とすれば含みにあつたのだらうし、だから問題は、一番最終決定はサンフランシスコ条約で日本の政府が、千島列島の権利、権原、そういうようなものは放棄するとはっきり約束して、判こを押してしまつた。その点について、いまの話では、ソ連が条約に入つていない。それで、条約に入っていないからどうこうという問題で、南方同胞援護会、これの出した資料、私いろいろ読んで勉強してみたのですが、やはりこういうものを見て、確かに、どこに對して放棄するといふことはきめていない。

「放棄する」と言うから、それは連合国の間でどこに帰属すべきかといふことはきめるべき問題であるうけれども、しかし、日本としてはもう放棄してしまつたのだから、千島に関する限りは発言権はない、どう処理されようとするかはしょうがない、というのが大体これなんかに出てゐる解釈としては一貫してゐるわけですね。事実、放棄してしまつてゐる。そして、そのことは、条約批准当時の条約局長、西村条約局長の発言を見ても、「領土主権の放棄を承諾いたしました以上は、日本に関する限りは問題は解決した以上は、いふまでもなく、このように言つておるし、それから、そういう点を見ても、やはり日本としては条約上そうしてしまつたのだから、取っかかりがつかぬ。ソ連が、もう解決済みだと言つて、それは、ほかの国からは文句が出る余地はあるでしょう。最終的にどこに對して放棄するといふことは言つていないのだから、日本に関する限りは放棄してしまつたのだから、これを返してくれという様な論議はなくなつてしまふ。その点、非常にやはり大きな禍根になつてゐると思ふのです。これを押してしまつたといふこと。そうすると、やはりその時点で立つて交渉をしていく道をどう開くかといふことを考えていくという立場をとらなければ、おまえのほうはそれに判こを押さなかつたから、取る権利はないから日本に返とせ言つて、それで、筋が通らなくなる。そこらの辺でですね、どう考えておいでになるのか。

○政府委員(有田主輔君)　ただいま簡単に申し上げるために、要するにどういふことが根拠になつておるかといふことで、もつぱらソ連側に立ちまゐつてゐるいろいろな項目を申し述べただけでございますので、多少ことが足りなかつたかと存じます。が、要するに、わがほうの現在の對ソ交渉の立場は、御承知のように、齒舞、色丹、これは共同宣言に出ておるわけでございますが、それに加えても日本の固有の領土であるといふことで、これは三島と一群島といふものを強力にソ連側に対して返還を要求する。その点につきましては、すでに日本側の政府の立場といたしましては、これはサンフランシスコ条約で放棄してゐないものであつて、

ある、こういう立場に立つてソ連側に対応してゐるものでございませう。もちろん、ソ連側の立場は、一連の国際条約によつて解決済みであるといふ様な立場から、なかなかこの問題に入りたがりませんが、しかし、わがほうの立場からは、機会を見まして十分にわがほうの論議等を説明して先方の反省を促しておることを御報告申し上げます。

○春日正一君　その点ひとつ聞きますが、条約の批准のときの国会での説明というものの重さですね、こういうことで条約を結ばした、それで国会が承認するかしらなといふことで論議したものを、ずっとあとになって解釈を変えてきてしまふといふ様なことが妥協なことかどうか、その辺ですね。

○國務大臣(愛知揆一君)　これも再々、一方において政府としては一貫して御説明しておりますが、サンフランシスコ条約締結、調印のときに、当時の吉田全権が國後、択捉といふことに對して、条約論的な留保ではないけれどもしませんが、十分留保いたしておりました。それから、それに対して当時の主たる条約参加国のアメリカ代表、イギリス代表がこれを支持した発言をしておる。このことがやはりこの条約が成立をしたときの背景としては一番有力な私は根拠ではないかと思ひます。したがいまして、いまおあげになりまして一つの答弁といふやうなことが、率直に言つて多少もやもやした点もあるかと思ひますけれども、その条約締結の本舞台からの沿革、背景、それから記録等から申しまして、政府が特に昭和三十一年當時から堅持しておりますこの解釈というものは、私は十分にソ連に對する交渉の根拠として援用できるものと、かように考えます。これが政府の態度でございます。

○春日正一君　しかし、サンフランシスコ条約のときでも、たとえば五年の九月五日といふから、条約調印される直前です。この会議でのダレスの演説でも、「第一条(〇)に記載された千島列島といふ地理的名称は齒舞諸島を含むかどうかにつ

いて若干の質問がありました。齒舞を含まないといふのが合衆国の見解であります」と、はっきりそう言つて、齒舞を含まないといふふうに限定しておる。そうすると、あとは含まれるといふことになつてしまふし、それから、そういうものを受けて、当然西村条約局長も、「この条約にある千島列島の範圍については北千島と南千島の両者を含むと考へておる」と、こう言つておるのです。だから、これはもうはっきりいふことになつておる。それをずっとあとになつて、もう一つ言へば、鳩山さんが向こうへ行つて平和条約を結ぶときに、齒舞、色丹は条約を結んだから返す、こゝういふふうに取りきめておるというように歴史的に積み上げられてきた。そういうものを見て、やはり南と北と分けて、南のほうは固有の領土だといふやうなことは、ちよつと論に合わないし、そういうことを言おうとするから、南は固有の領土なんだけれども、それじゃ北のほうは侵略して取つた領土なのか、引き渡してしまつていいのかといふ矛盾が出てくるわけですね。南は固有の領土だから返してくれといふことだけに限定してしまつと、北は要らぬといふことになつてしまふ。そういう矛盾が出てきてしまふわけですね。その矛盾といふものは、いま言つたやうに、条約上約束してきたけれども、くつがえさうとして、あとから、國後、択捉は昔から日本人だけしか住んでいなかったといふ論議を持ち出さうとするから、北のほうは要らぬ、切り離すといふ妙な矛盾になつてしまふ。そういうことになると思ふのです。やはりそういう積み上げてきた現実を踏まえて上で、あらためて具体的に、本来北まで含めて千島は日本のものなんだから返せといふ論議を打ち出していくやうな態度をとつていかなければ、南だけは特別なんだと、北はじゃあどうなんだといふことになつてきてしまふ。だから、やはりこれを否定しようといふ論議は、私はずっとこゝろを讀んで調べてみたけれども、非常に苦しいですね。条約上ずっと積み上げられてきて、しかも国会でもそういう趣旨の説明までしておつて、そ

れで批准されていったというところを見ると、それをただ南千島はこれは日本人が初めてから行って開拓したところなんだからこれだけは別なんだというところをあとから持ち出すという論拠は、非常に矛盾に満ちているし、力のないものになるんじゃないか。だから、その点はどうなんですか、あくまでその論で押すんですか。

〔速記中止〕

○委員長(山本茂一郎君) 速記を起こして。

○国務大臣(愛知揆一君) ただいまの点は、政府の考え方はこういう考え方でございます。先ほど申しましたように、サンフランシスコ会議のときの経緯、ただいま春日委員からもその一部にお触れになりましたけれども、そういう点をさらにその後明確にいたしたいと考えて、当時政府としてはアメリカ当局に正式に照会をいたしまして、その回答を受け取っておるわけでございます。そういう点から、政府の統一見解というものをその後明確にしておりますけれども、これが私が本日も申し上げているところでございまして、国後、択捉については、サンフランシスコ会議の状況、その主要参加国の意見に徴しまして十分の根拠がある。こういう立場に立つて、そしてこれを交渉の根拠にいたしておるわけでございます。

それから、鳩山総理のときの共同宣言の問題にもお触れになりましたけれども、これは歯舞、色丹についてはこの帰属は正式な平和条約のときに返還をする、自余の点についてはいわば継続的に相談をするということが残されているわけでございます。こうした経緯に徴しまして、先ほど申しましたように、いろいろの観点から、むしろ新しくもっと広い範囲に及んで根拠を主張すべきであるという御議論もありますこと、これも私はごもっともな点があると思っておりますけれども、しかし、こうしたサンフランシスコ会議以降の状況、それから政府のとりまいてまいりました態度、それから、明らかにしてまいりました諸点から申せば、今日

ソ連に対してその胸を開かせて交渉の中に入つてこさせるのは、これが十分な根拠であるし、これは十分に納得せしめなければならぬ根拠である、こういう立場に立つて——現になかなか向うは、先ほど来申ししておりますように、出てまいりませんけれども、どうしても出てきてもらつて——出てきてというののは話の場に出てきて、この日本の見解をぜひ承知してもらいたい、こういう立場でやってみよう、こういうことと思つておるわけでございます。

○春日正一君 時間が非常にならないようですから、えらいは、しつた質問になるかもしれないけれども、まあ、ソ連がそうやって解決済みだと言つて固執している一番の根拠というが、事由になつてゐるのは、あの日ソ交渉の当時の話とか、ソ連の声明、そういうものを見て、それから私も一緒に同行つて向かうの政治家と会つてこの問題で話したときにも、やはり向かうの言うのは、千島とあるものは資源的、経済的に見てたいして意味があるものじゃない、しかし、軍事的に見て、この日米安保条約というものがあつて、あつてソ連に対する基地がつくられると、このことが一番おそろしいんだと、だからその条件がなくなつたら、それは返すというわけにはなかなかないというふうな答弁であつたし、それから、安保改定のときでも、やはり鳩山さんが行つて条約を結んできて歯舞、色丹は平和条約結ば返すと言つたのだけれども、あの安保改定のときにあらためて声明が何か出して、こういう安保条約を改定して一そう軍事的な内容の強くなるような新しいものを改定した以上、平和条約を結んだといつても約束どおり歯舞、色丹を返さないような新しい事態が発生したものだといふに考えるというふうなことを声明してあります。そうすると、結局一番のガンは、軍事的な脅威、向かうの言つてゐるのは、だから、そういうものがあつて渡さぬと、それがなくなれば経済的には渡してもいいものだといふに言つてゐるということになりますとい

うと、やはりそこをどう扱うかという問題です。その点で非常にあれですけれども、このあれにも収録してある高野雄一氏の要約ですね。つまり、この問題に接近する方法としては、あくまでもアメリカのペースに立つて、そうしてソ連に圧力を加えて、ソ連の側の条件が変化するまでそれを押していくか、それとも日本が米ソの間に立つてこの緊張を緩和するような努力をしなげら返還の条件をつくっていくか、どつちか一つしかないといふふうな言つてゐるのですけれども、いまの政府の安保堅持といひ、あの佐藤総理の去年の共同声明なんか見ても、むしろ、その軍事的な対決の姿勢といふか、向かうの脅威を与えるような姿勢を強めていくといふような方向をとつてゐる。そうすると、これではなかなか相手の胸がはぐれてこない。イエスといふような返事が出てこないといふような状況になるのではないか。そうすると、向かうの言う言うまで力押しで押していったら、大体かなり先のほうまで考えていかなければ、さしたあつて、歯舞、色丹すら返つてくるような見込みもない。しかも、条約上の道理として、そういつてずつとそういうことが積み上げられてきてゐるといふことを考えたら、やはり私は歯舞、色丹を返さざるを同時に日米安保条約をなくすといふ方向でこの全体が返るような努力を続けていくといふことが、現にあそこまで苦勞しておる引き揚げ者の人たちが、あつて現地の人の間来ておりましたけれども、あつて現地の人の要望にも沿うし、同時に、実際的に話し合ひで平和的にいふことになれば、そういう道を行くよりはかたないのだといふに考えるけれども、どうなんですか、その辺ですね。

○国務大臣(愛知揆一君) 春日委員のこの御意見というものは一つの御意見であらうかと私も思います。しかし、政府の立場といたしましては、やはりみづからの立場を安全強固にしておくことが、諸事万端、談判、話し合ひをいたします上にも、そのほうがかえつて有利であると、これはまあほかのいろいろの世界の歴史あるいは現に現在の状況等を見て、いろいろの例をつぶさに検討してまいりまして、私はいま政府のとりまいてゐる態度、立場というものが最も現実的であり、最も可能性があり、また、何よりも大切なことは、日本の国益に合致する方向である、こういうふうに考えるわけでございまして、御意見の点とすれ違ふところがあるかと思ひますけれども、御高見は御高見として承つておきたいと存じます。

○委員長(山本茂一郎君) 外務大臣、それでは三時五十分になりましたので、退席をしていただいでつこうでございます。

○春日正一君 北方地域の旧漁業権者に対する漁業その他の事業や生活資金の援助についてですね、この協会の事業の問題ですけれども、この資料を見ますと四十二年度の貸し付け状況、これを見ますと、事業資金が百七十六件、三千二百三十四万八千円といふことになってゐるのですけれども、平均すると非常に少額なんです。平均すると事業資金で五十二万円、生活資金で十八万円といふことになってゐるわけですから、これは一体この内容といふんですか、大ざっぱに言つて、この事業資金、生活資金といふものはどういふ内容のものとして融資がされておるのか。

○政府委員(山野幸吉君) この事業資金、生活資金は、御指摘のようにきわめて額としては低い額でございます。この資料にもございまして、事業資金につきましても、生活資金につきましても、更生資金が十五万円、生活資金が五万円、修学資金が四万八千円、二万四千円、住宅資金は三十万とか五十万、きわめて零細な資金でございます。したがひまして、その使途につきましても、きわめて小さな補修事業とか、転賃住宅資金とか、あるいはごくわずかな資金が多いわけでございます。事業資金につきましても、御指摘のように一件あたりがきわめて小さくて、平均貸し付け額が漁業資金が五十五万円、農林資金が二十九万円、商工資

金が五十九万三千円でありまして、貸し付けの実績から言うとそうなっております、必ずしも大きい事業資金ではございません。むしろ、こういう大きな資金は、場合によりまして、普通の制度資金とかその他の現行の制度で救われるわけでございます、したがって、むしろそれを補充する意味で、非常に生活基盤の薄い引き揚げの皆さん方に、小さな手の行き届かないような事業を補充してやろうということが中心になっておるわけでございます。

○春日正一君 このほか法人資金が七百万ですか、市町村資金四件千五百万、こうなっておりますけれども、これはどういう中身のものです。

○政府委員(山野幸吉君) 法人はこれは一般の、たとえば漁業に對します貸付金、漁業の共同組合あるいは株式会社というふうなものでございまして、それから市町村資金は、これは資金が始まりましてからたしか三年くらいあとかから初めて現地の要望で実現いたしました、市町村にこの資金を貸しまして引き揚げ者の住宅をつくらせまして、それを引き揚げ住民に貸す、こういう事業でございます。

○春日正一君 それで貸し付けの件数を見ましても、四十二年度では二百八十九件で六年間の平均でも約三百件くらい、そのくらいの件数ですね。そうしますと、対象者は約一万六千名、そのくらいあるわけですから、非常に貸し出しのワケが狭いというわけですか、行き渡っていない感じがするのですけれども、これはやはり資金が十分でないということから来るのですか。

○政府委員(山野幸吉君) 昭和四十二年の借り入れの申し込みと貸し付けの決定状況が出ておりますが、それによりまして、借り入れ申し込みの件数は三百八十件、総額で一億三千九百七十八万四千円でございます。それに対して貸し付け決定した額は二百八十九件、額として一億九百九十九万八千円でございます。御指摘のように確かにここに九十件ばかり申し込みで落ちた人があるし、それから金額としまして約三千万の違い

がございます。これは昭和四十二年の実情でございますので、その後いわゆる一億三千万に改定いたしましたわけでございます。それでもおそろく申し込みと貸し付けの実情はこれは若干差があるに違いないと思ひますが、私どもはよく内容を見まして、申し込みをしたのに貸し付け決定が不当に低い率だというふうにならないように、先ほどから御答弁を申し上げておりますように、よく実情に沿った運営に持っていくと、努力したいと、こういうぐあいに考えております。

○委員長(山本茂一郎君) 速記をとめて。

【速記中止】

○委員(山本茂一郎君) 速記を起して。

○春日正一君 それで、いま言った答弁でも、申し込みが三百何十件あつて二百八十九と、失格とかいふ資料を見ますと、やはり勤労者の世帯というのが非常に多くて、年五十万円未満の世帯数というのが全部ひくると二、二百九十三世帯、それでこれは約七〇%ぐらゐに当たるんじゃないんですか、全部の世帯で。だから、そのくらいの人たちが年所得五十万円以下というのですから、幾ら北海道でも非常に苦しい状態があると思ふのです。ところが、この間の参考人の陳述や意見でも、担保がないから借りられない、そういう条件がなくて借りたくても借りられない人が非常に多いということを言つておりましたけれども、こういう点について、もう少しこまかい配慮も必要なんじゃないか。たとえば、この間もここでそういう要望意見が出されましたけれども、交付金でそれに対してそれを担保にして貸し出すようにしてくれば助かるのだからというふうなことを参考人も申し上げておりましたけれども、こういうことに対して政府として考慮できないものかどうか。一度に聞いてしまひます、時間ありませんから、それが一つ。

それからもう一つの問題は、担保がなくてもやはり少額の金を貸せるという制度は、このご地方自治体で、方々でやつております事業資金

金——東京都なんか八十万までですか、京都府なんか百万まで。商人とかそういう人たちに無担保、無保証で貸すという制度も設けて、一般のものは、そういう人たちでもいさういさうの制度が必要になるような状況が出ていますから、特に千島から引き揚げて来た、あるいは漁業をやつておつたのが、その仕事場を失つたという条件にあるような人たちに對して、やはり一定の額までは実情を調べて無担保でも貸せるというふうな制度の道というものは開けないものだろうかという点が一つ。

それからもう一点。これ三点ですからよく聞いてください。それで勤労者が非常に多いし、それから日雇いなんかしている人も非常に多いと言われましてけれども、現地の方から聞いてみますと、たとえば生活が苦しくて生活保護でも受けたら、あるいは失対事業で働きたいのだというふうな状況の人も、このワケがやっぱりきめられておるためにそれが受けられないというふうなものもあるというふうな場合に聞かされておるのですけれども、こういうふうな場合でも、そういう人たちに對しては当然生活保護を受ける資格のあるとか、あるいは失対条件にある人なら受けさせるとか、あるいは失対事業というふうなもの、ワケ——仕事をつくつてやつて、広げて働かせるというふうな形で、勤労者として働いて生活する人たちに對する援護というふうなことも、これは協会の事業としてはよく適當でないと思ひますけれども、政府の政策として、そういうふうな面で、引き上げてきてあそこ勤労者として働いておる人たちの生活のめんどうというふうな面についてもっと配慮できないものだろうか、この点、三点お聞きします。

○國務大臣(床次徳二君) ただいまいろいろ御意見がありまして、北海道におきましては、この引き揚げの方々に對しましては、一般のはかに特に北方協会並びに南方同胞援護会のご仕事に加つておるわけでありまして、一般の融資その他援護の運用方法等十分考えて私どもやつてまい

りたい。特に北海道の引き揚げの方々が悪いという状態にありますならば、これは十分に検討すべき問題だと思つておられます。さうな意味においでお考えおきいたしたいと思います。

なお、担保の問題につきましては、少額のとときにはもちろん生活資金に對しまして保証人なしでも取り扱つております、なお、今日検討しておりますのは引き揚げ者交付金に對するところの担保貸し付けの問題等も道を開きたいと思つて検討いたしておる次第であります。

なお、生活保護あるいは失対等の取り扱い等につきましては、もとより地元公共団体におきましては、これはむしろ優先的に考へべきことだと、こういうことに対しては、手の回らないところがありまますならば、協会等と連絡をとりまして遺憾なきを期したいと思つて、今後とも、協会自体も特にできまして以上はやはり仕事を充実してまいるようにさせたいと考えております。

○委員(山本茂一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議はございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(山本茂一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(山本茂一郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

北方領土問題対策協会法案を問題に供します。本家に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(山本茂一郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○河川陽一君 私は、ただいま可決すべきものと決定されました北方領土問題対策協会法案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民主社会党の四派の共同提案として附帯決議を提出いたします。

趣旨説明は省略をさせていただきます、案文を朗読いたします。

北方領土問題対策協会法案

附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当り、次の事項に関し、特段の措置を講ずべきである。

一、北方領土問題対策協会の業務運営に対しては、充分な予算措置を講ずること。とくに北方領土問題の啓もう宣伝等に要する経費は、全額国が負担するとともに、その他関係地方公共団体等の協力を要する諸事項については、その経費の負担に関し、特別の配慮をすること。

二、北方地域の諸問題に関し、国内行政措置として実施可能なものについては、法令を統一整備して積極的にこれを進め、もって関係住民の不安をできるだけ解消するように努めること。

三、北方協会が従来行なっていた北方地域旧漁業権者等に対する生業安定のための諸事業は、北方領土問題対策協会発足後においても、さらに拡充強化されるよう配慮すること。

右決議する。

以上であります。何とぞ御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(山本茂一郎君) 河口君から提出されました附帯決議案を議題といたします。

河口君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本茂一郎君) 全会一致と認めます。

よって、河口君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し床次総務長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

床次総務長官。

○国務大臣(床次徳二君) ただいま御決議になりましたところの附帯決議につきましては、十分に御趣旨を尊重いたしまして善処いたしたいと存じます。

○委員長(山本茂一郎君) なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本茂一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本茂一郎君) 次に、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○春日正一君 沖縄への米の移出というのですか、その問題ですけれども、総務長官、この間沖縄においてなっているという発表をされてきたのですけれども、現在、話はどこまで進んでいるのですか。

○国務大臣(床次徳二君) 本土の米を沖縄に供与するという問題でございますが、過般高等弁務官にも、会いました際におきましてその趣旨を説明いたしまして了解を求めたのであります。なお、琉球政府の主席にもその趣旨を申しました。

趣旨におきましては、本土におきまして米を沖縄に供与いたしまして、そして沖縄ではその売却代金を積み立てておきまして、そしてこれを必要のある農業、基幹産業たる農業等の改善に充てるという考え方であります。もちろん、消費者に対しては現地の消費者価格において販売し、その差額につきましては日本政府がいずれは負担するという考え方であります。趣旨におきましては、

本土政府といたしましても、この方針をきめて、その方針のもとに琉球政府とも話したのですが、地元といたしましては非常に歓迎しております。できるだけすみやかにこれを実現いたしたく要望いたしております。しかし、これは現地にございますが、御承知のごとく九万トン消費しておりますが、そのうちの地元産が一万トンで、八万トンはアメリカ並びにオーストラリアから輸入しております。現在、契約は来年二月まで契約しております。現在、状況にありまして、その経緯も考えておりまして、地元といたしましてもできるだけ多額の米を本土から供与を仰ぎたいという要望をしておるのであります。いままでの取引の関係を考慮いたしまして、私も努力いたしたいと思っております。次第であります。ただ、今日残されておりますのは、国内の立法手続をどうするかという点、今日、大蔵省と農林省、総理府と、三者におきまして検討中でありまして、ただいま申し上げました趣旨によりまして、これをすみやかに必要といたしますものなら法律案にいたしまして御審議を願います。そうして来たるべき時期にはこれが手続ができましたようにいたしたいと思っております。第でございませう。

○春日正一君 それで、数量の問題ですけれども、新聞なんかではちやうど四万トンくらいというのを言われたというふうなふうに言われておるんですけれども、まあ、長官も先ほど言われたように、現地としてはこの間屋良さんが見えたときに言っていましたけれども、六万トンないし、できれば八万トン、沖縄で要する米をほとんどまかなう程度出してほしいというふうな希望を持っております。その希望は、どうですか、十分こたえられないわけですか。

○国務大臣(床次徳二君) 本土政府といたしましては、希望数量の多ければ多い数量に対して応じ得る余裕を持っております。先ほど申し上げましたように、従来からの商慣習もありまして、いままで買っておりますものを全額そのまま切りかえることができるかどうかという

うことにつきましては、まだ検討の余地があるし、また、現在取り扱っております業者間のいきさつもありますので、この点を十分検討しまして、屋良主席といたしましてもできるだけ多額のほうがそれだけ資金がたくさん活用できますので、それを希望しております。地元の要望等を十分しんじたいと思っております。私どもも努力いたしたいと思っております。

○春日正一君 それで米を売ったその金を積み立てるという問題ですけれども、あるいは私も新聞なんかで見えていますのは、大蔵政府の方針としては製糖ですね。それから畜産というふうなところに使わせるといふような方針をとっておりまして、それに対して琉球政府の側では、そのお金を第一次産業——パイとか漁業とか、そういうものを含めて第一次産業を主として琉球政府の計画で使わせてほしいというふうな希望を持っております。この点はどうか希望を持っております。

○国務大臣(床次徳二君) 第一次産業の開発に使うということにつきましては、どちらにも異議がないようであります。ただ、具体的なものにつきましては、よく打ち合わせまして進めてまいりたいと思っております。

○春日正一君 そうすると、それは砂糖と畜産だけにうきめてワクをはめちまっているというわけではないんですね。相談してまだ広げる余地はあるということですね。

それから、もう一つ、ついですからお聞きしますけれども、韓国へ送った米ですね、あれがえらい虫食いが出て、向こうから抗議が出て、賠償を要求したとかいうことが起こっております。すけれども、沖縄に送る米にそういうことがあるとこれは非常にまずい結果になる。そういう点では政府として十分考えて、内地でわれわれが食べていると同じような米をやはり向こうに送るといふことにしませんと、またそこを政府に対する不信感というものが生まれてくるというおそれもあるんですけれども、その点はどうか、十分保証できますか。

○国務大臣(床次徳二君) この点は農林省のほうからお答えすべきものでありますが、政府といたしましては、韓国と沖繩とは全然取り扱いが違つてしかるべきだと、本来のあり方自体も私は別個に沖繩の立場から考えて供与したいと思つております。もちろん、品物そのものにつきましては、十分遺憾のないようにいたいと思つております。

○春日正一君 では終わります。

○委員長(山本茂一郎君) 本件に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十五分散会